

夕張市監査報告第 1 号

定期監査結果の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により市の財務（令和 5 年度に行ったもの）に係る定期監査を実施しましたので、その結果を夕張市監査基準第 23 条に基づき、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 3 日

夕張市監査委員 小 林 尚 文  
夕張市監査委員 千 葉 勝

# 令和 6 年度実施 定期監査報告

## 1. 監査の結果に関する報告

- (1) **監査基準の準拠** 本監査は、夕張市監査基準第 4 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項に準拠し実施した。
- (2) **監査等の種類** 地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査
- (3) **監査等の対象** 令和 5 年度における市の財務に関わる関係書類
- (4) **監査等の着眼点** 地方自治法、夕張市契約規則その他法令に適合して実施しているか、を主な着眼点とした。
- (5) **監査等の主な実施内容** 契約書類等の監査及び関係職員からの内容聴取
- (6) **監査等の実施場所及び日程**
- |      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 実施場所 | 監査事務局                           |
| 日 程  | 令和 6 年 9 月 15 日～令和 7 年 2 月 27 日 |
- (7) **監査等の結果**

今回実施した令和 6 年度定期監査において気付いた事項のうち、特に今回伝えるべきものを下記に記す。

なお、係ごとにまとめた指摘事項等の詳細は別添とする。

### ① 以下の例に示すとおり、事務処理上のケアレスミスが散見

- i) 起案時に契約方法（競争入札、随意契約）を示す際、根拠法令の記載誤り（条番号違い等）。
- ii) 夕張市契約規則第 19 条の 3（予定価格を記載した書面の省略）の解釈誤り。
- iii) 同規則第 35 条による検査調書、第 37 条による書面による受渡しがなされていない。
- iv) 地方自治法施行令第 143 条で示す会計年度所属区分どおりに会計年度を捉えていない。

### ② 長期継続契約に関する法令上の認識不足

- i) 夕張市長期継続契約ができる契約に関する条例が示す契約期間と、実際行った契約期間との不整合。（準備期間を契約期間に不算入としていた）
- ii) 起案で長期継続契約としながら、契約書上においては契約期間を単年度かつ自動継続可能とする条項を用いるなど、長期継続契約とは言い難い契約を締結している事例あり。（契約に自動継続可能な条項を入れる場合は、長期継続契約

ではなく事前に債務負担行為の設定が必要)

### ③ 補助事業のあり方

- i) 「特定団体へ助成」することを指定した市への寄付金に基づき実施する特定団体への助成が、地方自治法第 232 条の 2 に規定する「地方自治体が補助をできる要件（公益上必要な場合）」に該当しうるのか疑問であり、当該寄附の受領を含め整理が必要。
- ii) 被補助者からの実施報告に基づき補助額の確定を行っていない事案あり。
- iii) 第三者への事業委託と補助との区別が不明確な事案あり。
- iv) 上記等に鑑みて、市が行う補助事業について、その効果、公益性等に照らした総点検を一度するべきものとする。

### ④ 総論

以上、職員においては、総じて過去の書類もしくは電子ファイルをそのままコピー&ペースト（いわゆるコピペ）してそのまま事務処理してしまうことが多く、決裁する側もそのチェックが正しくなされていないのではと思慮するところ。

今一度、事務を行う際に「何を根拠とすべきか」「それは法令のどこに記載されているのか」を常に確認する癖を職員個々に植え付けていただきたい、と申し上げる。

(8) その他必要と認める事項      なし

2. 監査の結果に関する報告に添える意見      なし

3. 監査の結果に関する報告に係る勧告      なし

別添

係毎の指摘・確認事項

**【監査実施書類】**

- 1.支出伝票綴(4冊)
- 2.支出関係綴(3冊)
- 3.コンビニ収納支出関係綴
- 4.量水器単価契約
- 5.量水器検収綴
- 6.量水器取替工事
- 7.量水器取替工事(その2)
- 8.漏水調査業務委託(若菜・真谷地・南部・東丘)
- 9.昭和地区緊急漏水修繕工事
- 10.若菜地区給配水管接続にかかる緊急掘削工事
- 11.清水沢地区配水池屋根モルタル撤去工事
- 12.清水沢浄水場NO.1コンプレッサー更新事業
- 13.清水沢浄水場内除雪関係綴
- 14.夕張市浄水場汚泥処分業務委託
- 15.夕張市浄水場汚泥収集運搬業務委託
- 16.南清水沢空気弁緊急漏水修繕工事
- 17.南部菊水1番地先緊急漏水修繕工事
- 18.沼ノ沢6部送水ポンプ室緊急漏水修繕工事
- 19.南部菊水1番地先緊急漏水修繕工事
- 20.水道マッピングシステム保守業務委託
- 21.年末年始水道受付業務委託
- 22.上下水道インボイス制度対応業務委託

**【監査指摘事項】****① 汚泥運搬及び収集委託業務について**

確認事項及び担当課の考え方について聴取し、理解し了承した。

**② 水道マッピングシステム保守委託業務について**

事業所より「借用書」の提出についての内容確認を行い、市の配水管等の紙ベースでの図面でありデータ作成の根拠となる物である、とのことであり「貸出物」として了承した。

**③ 量水器取替工事の契約状況**

令和5年度について、入札不落札により「随意契約」となった経過について、後藤主幹へ聴取し確認したが、特段、事業実施に変更はなく、結果不調に終わり「随契」になったもの、と確認し、了承した。

## 【監査実施書類】

1. 歳入歳出関係綴(署費・団費・施設費 計4冊)
2. 予算協議(流用・補正)関係綴
3. 消防水利施設除雪等委託関係綴
4. 石油貯蔵設立地対策等交付金事業関係綴
5. 消防団員用防火衣(下衣)購入
6. 消防指令システム・デジタル無線設備保守点検関係綴
7. 空気呼吸器用コンプレッサー保守点検綴
8. 感染症廃棄物処理委託
9. 高速自動車国道救急業務支弁金関係綴

## 【監査指摘事項】

- ①消防司令システム保守点検業務について、仕様書に『緊急保守は24時間体制(休日夜間含む)』としながら、契約開始日を4月3日としていた。この場合、契約開始を4月1日にしなくてよろしいのか？  
→4月1日が休日であったため、平日の4月3日を契約開始日とした。  
契約内容に鑑みると4月1日から契約することが適正。今後改める。
- ②コンプレッサー保守点検業務の随契理由が『地方自治法施行令第167条の2第1項第1号』だけでは不十分、  
『及び夕張市契約規則第19条』を加えるべき。(他契約も同様)
- ③コンプレッサー保守点検業務の見積依頼書において、『見積記載金額は税抜き』を指定しているが、予定各核調書の作成を省略しているため、『予定価格における税抜き金額』が書類上存在せず判りにくい。(他契約も同様)
- ④感染性廃棄物処理委託契約において「予定価格調書」なし。
- ⑤消防水利施設除雪委託契約書において、印紙の貼付なし。  
同契約の変更契約書(シルバー人材センター分)について、文面に改善の余地あり。
- ⑥消防吏員保安帽購入契約書の供覧(決裁)日が契約日の1カ月後である。 ※なお本件、低額随契可能。
- ⑦消防本部浄化槽維持管理委託契約における見積書の日付が年度開始前となっている。  
※寝具賃貸借契約も同様
- ⑧点検業務において、完了検査調書を作成しているものといないものがあり取り扱いがバラバラ。  
(作成:はしご付き消防自動車、除細動器点検、 非作成:庁舎オーバースライダー、消防設備)  
→契約規則上、検査調書作成を義務付けられているものは作成する。
- ⑨新規採用職員防火衣購入にあたり受渡書取り交しの前に支出したい旨の記載あり(契約規則第38条参照のこと)。  
(災害備蓄品購入、携帯電動吸引器購入も同様)  
予定価格調書の記載誤り。(税込み金額と税抜き金額が逆)  
→契約規則上の取扱いに準じるよう留意する。
- ⑩分団交付金の使途報告は領収書が無いものなのか？使途が全て生命保険と消防協会会費であるなら、消防本部で一括事務処理することにはならないのか？  
→実態に沿うよう内部検討する。
- ⑪消防団員等公務災害補償等共済基金の契約について、起案上『契約の締結したい』となっているが内容にあっていない。  
永年契約となった契約書に基づき今年度分の支払いをしたい、とすべき。  
→お見込みのとおり。今後留意する。

## ○市民課市民係 指摘・確認事項（令和6年度実施定期監査）

### 1. 国民年金事務費交付金関係綴

なし

### 2. 年金生活者支援給付金関係綴

なし

### 3. マイナンバー補助金関係綴

なし

### 4. 中長期在留者住居地届出等事務委託費関係綴

なし

### 5. 補助金関係綴

（防犯団体連合会、暴力追放運動推進協議会）

なし

### 6. 人権擁護関係綴

なし

### 7. 切手受払簿

・次回より提出不要

### 8. 戸籍電算化事業賃貸契約に係る業務

なし

### 9. 戸籍電算化事業保守契約関係綴

### 10. 戸籍副本データ送信対応ソフトウェア保守関係綴

・本件、令和3年4月1日～令和6年7月31日までの長期継続契約であるが、令和3年4月の起案時に長期継続契約する理由を「夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条第1項第2号及び第4号」の該当（2号の理由は「長期継続契約している戸籍電算化事業賃貸借契約に係る保守だから」というもの。しかしながら、戸籍電算化事業賃貸借契約は債務負担行為に基づき複数年契約されたものであることから、2号の該当要件は満たさないものと思慮する。今後同様の案件があれば注意を促す。

### 11. 住民基本台帳ネットワークシステム保守(共同利用)契約書等綴

なし

### 12. 住民基本台帳ネットワークシステムに係る保守(夕張市単独分)契約書等綴

なし

### 13. 耐火スカイファイル保守委託契約関係綴

・低額であること、単年度契約であることに鑑みて契約書、発注書も省略可能である。事務の簡素化について検討されたい。

### 14. ビルコン社製契印機保守契約関係綴

・受領印もれ

・スカイファイル保守委託同様低額な契約で契約書等省略可能であるが、保守内容の確認のため必要なものであると思慮。

### 15. 住基ネットCSサーバメモリ増設業務委託契約関係綴

・受領印もれ

・業務受渡書締結後の決裁なし

・業務完了検査調書なし(ゲタ判の「異常なし」旨のコメントだけでは調書と言い難い)

### 16. 戸籍システムに係る附票本人確認情報初期登録業務委託契約関係綴

・受領印もれ

・業務受渡書締結後の決裁なし

・業務完了届 → 検査調書 → 業務受渡し となるが

業務完了届決裁(12/7) → 検査調書(11/30) となっている

### 17. 個人番号カード券面事項記載印字システム購入関係綴

・「見積選定業者がカードの真正性確保機能を有する唯一の業者」として随意契約(随契理由:自治令第167条の2第2号)しているが当該業者が唯一であることの証明が不十分(会社のカタログによる他社製品との比較表のみ)。

夕張市随意契約ガイドラインの自治令第167条の2第2号の欄に記載された事例にも該当しているとは言い難い。

「カードの真正性機能を有する機種を購入」することを仕様書とした入札ではだめだったのか？

⇒是正する

・予定価格調書の見積書比較価格欄の表示が100/110とすべきところ100/108となっている。

・業務完了届 → 検査調書 → 業務受渡し の流れで綴られていない

・受領印漏れ

### 18. 個人番号カード券面事項記載印字システム保守契約関係

・見積業者選定理由(一者)において、そもそも契約規則第20条第3号に該当するのであれば、詳細な理由は不要であると思慮。

※長々と書くことによる弊害もある。

### 19. 令和5年度調定兼発布伺票綴

なし

### 20. 令和5年度歳入歳出伝票綴

なし

21. 通信運搬費綴

なし

22. 修繕料(コピー機使用料等)綴

なし

23. 令和5年度支出関係綴

なし

22. 修繕料(コピー機使用料等)綴

なし

23. 令和5年度支出関係綴

なし

**【監査実施書類】**

(国民健康保険事業会計分)

- 1.食事療養費差額支給申請書綴
- 2.葬祭費支給申請書綴
- 3.療養費(一般)支給申請書綴
- 4.夕張市国民健康保険準備基金関係綴
- 5.医療給付管理(資格・受給)高額療養費支給管理
- 6.医療給付・高額療養費システム機器更新業務に係る賃貸借契約関係綴
- 7.高額療養費(公費分)支出関係綴
- 8.国民健康保険市町村事務処理標準システム用住所辞書保守業務委託契約関係綴
- 9.国保事業状況報告システムクラウド運用保守等業務契約関係綴
- 10.市町村事務処理標準システム北海道クラウド運用保守等業務契約関係綴  
(後期高齢者医療事業会計分)
- 11.後期高齢者医療システム機器更新業務に係る賃貸借契約関係

**【監査指摘事項】**

- ・療養費支給の起案日が年度を越えた日付となっている(支出負担行為は当該年度内とすべき)。
- ・支給管理システム保守委託において長期継続契約とする必要があったのか再考。  
※土日祝日は対応しない扱いなので、4月1日(休日)から契約開始するために長期継続契約する必要があるのか?  
→契約内容再確認の上、次回契約時に再考する。

## [全体を通して]

- ・受領印の漏れが散見(気づいたところは付箋を貼っています)
- ・書類の綴り方をもう少し判りやすく  
例えばじん芥処理費支出関係は節ごとに見出しを付けて分類しているが、さらに事業ごとに分かれているもの  
工事や委託などは仕切り紙挿入などするほうが判りやすいし仕事もしやすいと思慮。  
支出や収入に関する書類と、関係ない打合せの書類が混在しているのも工夫を要する。

## 1. 循環型社会形成推進交付金関係

- ・交付申請段階と実績報告において、過年度受入額が異なる理由  
⇒記載誤りである。

## 2. 資源ごみ等売払い関係

- ・アルミ缶売払入札において売却予定数量が1,350kgのところ実績が5530kgとなった理由  
⇒予定数量見込みの誤りである。
  - ・消費税取扱い記載なし
- ・中古衣料売払い関係
  - ・起案日が令和6年4月である。歳入調定日に鑑みて3月31日とすべき
  - ・代金納入通知書において消費税の記載なし
- ・ガラス瓶売払い関係
  - ・起案日が令和6年4月である。歳入調定日に鑑みて3月31日とすべき
  - ・代金納入通知書において消費税の記載なし
- ・段ボール払い関係
  - ・起案日が令和6年4月である。歳入調定日に鑑みて3月31日とすべき
  - ・代金納入通知書において消費税の記載なし

## 3. 生活館等補助金関係綴

- ・当該補助は「前年度」の生活館運営実績報告に基づき、補助を行うもの。
- ・今回提出された書類上の支出は6年度予算なので、今回の監査の対象外。

## 4. 安全安心づくり活動補助金関係

- ・起案に添付された指令書案に市長印捺印(コピー)されている。  
提出物のコピーを起案時に付した書類と差替えたものと思慮するが不要であると考える。
- ・市における実績報告がまとめられているが、本補助金の使い道が不明。補助先からの報告もなし。  
※指令書記載の「安全安心活動費」に使ったことが判るものがなければいけないのでは？  
⇒あり方再検討

## 5. はまなす会館

- ・指定管理者の指定に係る書類のみ(財務書類なし)なので以降不要。

## 6. 有害鳥獣駆除業務委託関係

- ・実績報告書(毎月提出)において収受印ないものあり。
- ・3月分の実績報告書は3月末に提出するよう調整していただきたい。  
※実績報告、検査、業務受渡までが当該年度
- ・委託料支出の起案、起案年月日の記載誤り

## 7. 熊駆除推進員関係

- ・報酬支出は11月2日出動分まで。  
以降、12月15日まで8回の実績報告があるが報酬支出の案件でないのか？  
⇒是正する。

## 8. 墓地・葬斎苑関係

- ・燃料費において一部の検収書に決裁漏れ
- ・墓地清掃業務委託において、随契の見積徴収先が一者からである理由の確認。  
⇒唯一の安全講習受講者
- ・葬斎苑管理業務委託の契約書なし(長期継続契約書のコピー付けないで支出大丈夫だったのか？  
⇒再提出の上確認済み

## 9. 環境生活係所管施設燃料購入関係

なし

## 10. 共同浴場費支出関係

- ・同業務における9月分実績報告において、受託者より半期分の社会保険料相当分に誤計算があったことから今期の請求で一括清算したい旨の申し出があった。当該月における支出処理について本件に触れずに決裁している。(受託者の申し出に対する対応について記載なし)
- ・除雪委託料(清陵浴場)について、低額随契としている。  
当該契約は単価契約となっているが、支出見込総額でとらえた場合低額随契に該当するか？(予算額は607千円)  
⇒是正する。

## 11. 自動車交通騒音常時監視業務

## 12. じん芥処理費支出関係(じん芥収集)

- ・燃料費において単価契約をしていないのはなぜ？  
(予算額3,400千円、1カ月の支払いが300千円超)

⇒1回の支払いが300千円未満であるため単価契約していなかったが、300千円超えがあるため是正必要。

- ・修繕料(PC160型アタッチメント配管)における「一者から見積もりを徴しない理由」は契約規則第20条第3号で結構だと思慮。
- ・修繕料(ショベルローダー車検整備)において契約規則第22条第1号により契約書を省略しているが誤り。
- ・一般廃棄物収集委託に関する契約書類なし(長期継続契約のコピー付けしないで支出大丈夫だったのか?)  
そもそも条例第2条の何号を該当させたか?

⇒再提出の上確認済み

- ・ゴミ袋販売委託料について、なぜ販売実績の3%となるか根拠(契約書)のコピーを綴った方が判りやすい。

※委託料算出の根拠資料

### 13. じん芥処理費支出関係(埋立地・リサイクル)

- ・委託料(電気設備保守点検業務)における「一者から見積もりを徴しない理由」は契約規則第20条第3号で結構だと思慮。
- ・木くず破砕処理業務委託において、随契理由を自治令第167条の2第1項第2号とする理由の記載なし。
- ・原材料費(洗いズリ購入)における随契理由は自治令第167条の2第1項第7号⇒第2号がベター  
※市内で洗いズリを購入できるのは一者のみ  
※7号だと「著しく安価」な証明について起案文書の記載では不十分
- ・リサイクルセンター屋根除雪委託、契約書は省略可能(発注書でさえ不要)

### 14. 指定ごみ袋等販売実績・納付書受領

なし

### 15. 指定ごみ袋等販売関係(事前収納事業者分)

- ・ゴミ袋の在庫管理どうやっている?

⇒担当係で帳簿作成して管理。

### 16. し尿処理費支出関係

- ・汚泥再生処理センター汚泥等運搬業務委託  
他業務の契約伺いにもいくつか散見されたが、随契理由を自治令第167条の2第1項第2号とする際、第2号の判断理由を「見積徴収先が一者である理由」の欄と一緒に説明している。  
本来、随契理由を第2号にした場合、自ずと見積徴収先は一者になるので、随契理由として記載すべき

### 17. 汚泥再生処理センター薬品購入関係

- ・し尿処理費支出関係綴中、薬品購入部分を統合した方が判りやすい
- ・検収日の誤りあり

### 18. し尿処理費修繕関係

- ・破砕機整備工事  
随契でありながら、業者に提出する見積提出依頼において「落札決定」「落札価格」なる表現あり。  
業者に誤解を与えかねないので注意。
- ・し尿受入れ補修工事  
当初起案(1回目公告で応札なし)においても副市長決裁が必要なところ課長決裁どまりとなっている。  
予定価格と入札書比較価格の数字が逆
- ・ドラムスクリーン及びスクリーンプレス点検修繕  
実績報告書が異なる場所に2冊綴られているが1冊不要
- ・UV点検整備  
随契理由の根拠があいまい(随契理由として二種類記載することはない)  
※低額随契(1号)とすると点検整備業務を工事とみているのか? 工事とみなせるのか?  
先方の参考見積で、工事請負契約書による契約はできない、と知るされている。  
⇒是正する

### 19. 合併浄化槽設置費補助

＜綴り方が他と上下逆＞

- ・S氏申請分  
捺印した交付申請書が2通存在。最初のものに不備があるので差替え求める過程を判りやすくしていただきたい。  
※残すのであれば。

### 20. PCB廃棄物処理関係

- ・PCB廃棄物処理業務(搬出運搬、処理)に関する入札を行い、一者の落札者がでた業務において、契約者が二者(収集運搬業務と処理業務)となっていることについての根拠、説明。  
※当初から契約事務を2本に分けるべきでは(予算科目も別になっている)?
- ・契約書2本とも起案に添付された契約書案とはまるで異なっている(伺いの意味なし)  
⇒廃棄物処理業の慣行として運搬業者・処理業者が繋がっているためこのような措置となった。  
出納からも指摘を受けており是正したいが良い方策が思いつかないところ ⇒ペンディングとした

### 21. 富野じん芥処分地施設

委託事業に係り

- ・契約関係の起案等書類未提出 → ヒアリング指摘後提出 No.22に綴る

### 22. 富野じん芥処分地維持管理業務委託関係

- ・契約書第13条第2項に基づく毎月の維持管理業務報告書の添付なし。  
※報告に基づく確認はどのようにやっているのか?(書類なし)  
⇒再提出後確認。

### 23. 富野じん芥埋立処分地施設「進出水処理施設」維持管理外委託関係

- ・年度末に受注者より「完了届」の提出がなされているが、  
完了届の決裁なし、完了届に基づく検査(確認)、受渡しなし
- ・月払いを行っているが月毎の実績報告もないのか？

⇒再提出後確認。

【監査実施書類】

- 1.郵便切手受払簿
- 2.拠点複合施設「りすた」灯油購入関係綴
- 3.拠点複合施設「りすた」休日等管理及び清掃業務委託
- 4.拠点複合施設「りすた」床及びガラス定期清掃業務
- 5.拠点複合施設浄化槽保守点検管理業務委託
- 6.拠点複合施設「りすた」施設除雪業務委託関係綴
- 7.消防設備(りすた)点検業務
- 8.電話設備保守点検業務委託関係綴
- 9.機械設備保守点検業務委託関係綴
- 10.自家用電気工作物保安管理業務委託関係綴

【監査指摘事項】

- ①郵便切手受払簿、2冊の見方及び提出の意味確認。  
→内容聞き取りの上、次回より監査対象から外す。(単なる切手の出し入れ記録)
- ②りすた床及びガラス定期清掃業務委託において、業務受渡書なし(契約規則第37条)。  
※浄化槽保守委託、除雪委託のように支払ごとに検査する場合は受渡書作成は困難か？
- ③拠点複合施設除雪業務(人力) 入札結果表に記載の価格単位が不統一。(1時間当たりor1回あたり)
- ④消防設備点検委託、自家用電気工作物保安管理業務について、  
契約書以降の書類(業務実施報告、実施確認等)なし。  
→別途再提出のうえ、確認済。
- ⑤電話設備は年次点検のみか、年間を通した保守は不要なのか？  
→年間を通した保守は行っていない。故障発生時に対応している。
- ⑥機械設備保守点検業務において、一般競争入札であるのに係わらず起案時に『入札保証金』『契約保証金』を『市長が特に必要ないと認める』理由で免除する意図は？  
→免除する根拠の記載誤りと判明(正しくは夕張市契約規則第6条第2号及び同規則第25条第3号)。
- ⑦同委託業務の検査調書なし。

## 1. 妊産婦健診支出関係綴

- ・そもそも妊産婦健康診査委託について、各医療機関との契約はどうなっている？  
※申請時聴覚検査については、「道知事が各市町村長を代理して医療機関と協定」の旨起案にて記載。  
→北海道医師会と北海道との集合契約に夕張市も参加。
- ・「審査の結果適正と認める」は、何をどう審査して「適正と認める」のか？  
→各病院から送付された妊産婦健診の受信票受理日で実施報告を受け、書類上疑義ないことを確認した日を  
検査日とする取扱い。  
《会計年度所属区分について》  
・最後に案了検査したものが令和6年4月。  
委託料として捉えた場合、自治令第143条第1項第4号の規定により、当該年度で検査・受渡を終えるものなので注意  
→今後留意する。

## 2. 妊産婦安心出産支援事業関係綴

- ・医療機関受診等の実績確認の方法如何？  
→妊産婦健診の受信票を基に受信日の一覧表を作成し管理している。

## 3. 新生児聴覚検査関係綴

なし

## 4. 産後ケア事業関係綴

- ・見積合わせ後の起案に契約書案が添付されているが不要(起工伺いに添付のため)。  
→見積合わせ後の契約書案は契約金額が入るものであるため起工伺い添付とは別物。必要と解する。
- ・4/5見積合わせ→4/6業者に契約書捺印依頼→契約締結日4/5？  
→今後留意する。
- ・会計年度所属区分の取扱いについて、1. 妊産婦健診と同様。  
3月分の実績報告の日付は3/31とし、支出調書も同日とする。  
→留意する。今後支出調書にて支出負担行為を行い、兼命令の支出伝票は請求書と同日とする。

## 5. 母子保健事業関係綴

なし

## 6. 乳幼児健診従事医師タクシー送迎委託業務

- ・昨年度の監査で同様の指摘をしているが、都度発注し、契約方法を記載しているのであれば、  
都度見積を取る必要がある(その都度契約行為をしていることになるので)  
予め業務内容書を提示しているのであれば、これをベースに年度当初で契約書を取り交わした方がベター。  
※夕張市契約規則第22条第1号により契約書不要案件ではありますが  
→令和6年度から単価契約に変更済み。
- ・見積書の日付が年度開始前となっている。(会計年度独立の原則違反)  
→設計額の参考に添付したもの。

## 7. 出産・子育て応援給付金支出関係

- ・申請書に対する收受印なし。
- ・出産・子育て応援事業補助金の交付決定756千円→実績報告書712千円→確定額691千円となった経過説明を求む。  
→実績報告書の最終提出額が691千円であり、添付漏れ。
- ・会計年度任用職員の給料支払い起案(6年度分)が綴られている【年度間違い】

## 8. 健診委託関係(集団)

- ・起工伺いに添付する契約書案に乙(契約相手方)の名前を入れないように。
- ・見積合わせ後の起案に契約書案が添付されているが不要(起工伺いに添付のため)。  
→4と同様

9. 健診委託関係(個別) **綴り方が雑すぎる**

- ・個別健診業務委託(対がん協会、結核予防会)分  
随契理由(自治令第167条の2第1項第2号)が不十分。確実な履行実績、他社の追随を許さない、から何なのか？  
予定価格調書不要の根拠(30万円以下)が不明確(単価契約は総額で判断)。  
見積書と比較するのは予定価格であり設計額ではない。  
→今後は自治令第167条の2第1項第1号(低額随契)案件で処理する。
- ・個別健診業務委託(市内医療機関)  
契約方法の記載なし(随契だと思われるが根拠の記載もなし)。  
見積書と比較するのは予定価格であり設計額ではない。  
予定価格調書不要の根拠(30万円以下)が不明確(単価契約は総額で判断)。
- ・個別健診業務委託(岩見沢市立、レディースクリニック)  
随契理由(自治令第167条の2第1項第2号)が不十分。「確実な履行実績、他社の追随を許さない」、から何なのか？  
予定価格調書不要の根拠(30万円以下)が不明確(単価契約は総額で判断)。  
見積書と比較するのは予定価格であり設計額ではない。  
→今後留意する。

## 10. 巡回脳健診

- ・随契理由について自治令第167条の2第1項第2号を適用させているが、見積依頼書に記載されているとおり135名の  
受診を想定しているので @3,000×135=405,000円であり第1号(低額随契)該当となる。  
※随契理由として、1号は2号以下より優先される。(地方財務実務提要第2巻5881-17頁参照)

→今後は自治令第167条の2第1項第1号(低額随契)案件で処理する。

#### 11. 定期予防接種関係綴

・4月13日に実施した定期予防接種ワクチンの入札に関する書類の所在不明。※入札結果公表の起案はある。  
→簿冊の綴間違。

#### 12. 休日・夜間救急医療体制補助金(R2年度～)

・交付申請書、実績報告書の受付印なし  
・年度末の支出において、4月2日(次年度)付けの実績報告書に基づき4月3日に支出負担行為の起案を行い、5年度予算で支払っている。自治令第143条第1項第4号に規定する会計年度所属区分に反していないか？  
※地方財務実務提要第1巻1093頁参照  
そもそも要綱第7条において実績報告書を次年度4月10日まで、とするのがNGではないか？  
→本件は、北海道の補助事業に係る取扱いに準じると誤りとは言えない。一方で、当該取扱いについて北海道では自治令をどのように解釈しているのか、について調査を行ったが最終的に明確には判明せず。

#### 13. 初期救急医療体制整備負担金(R3年度～)

・交付申請書の受付印なし。

#### 14. 病床維持負担金(R3年度～)

なし

#### 15. フッ化物洗口推進事業関係綴

なし

#### 16. 夕張市立診療所手数料収納業務関係

・年度末の支出負担行為が次年度となっている。

#### 17. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等の委託契約

・健康管理システム改修委託

随契理由について自治令第167条の2第1項第2号を適用させているが、予定価格に鑑み第1号(低額随契)該当。  
完了届提出に基づく検査なし(契約規則第34条、第35条)  
受渡書なし(第37条)

・新型コロナウイルスワクチン配送業務委託

単価22,000円をもって低額随契理由にしているものと思慮。判断材料は総額でみるもの。(実務提要第2巻5881-25頁)  
今回結果論として総額440千円(500千円以下)で収まっていると思われるので次回以降留意。

・新型コロナウイルスワクチン接種兼等一式作成委託

随契理由を令和2年12月18日付け厚生労働省事務連絡を根拠に自治令第167条の2第1項第5号としているが、該当する文書を添付する必要あり。  
業務受渡書なし

・新型コロナウイルスワクチン接種予約システム委託業務

随契理由について自治令第167条の2第1項第2号を適用させているが、予定価格に鑑み第1号(低額随契)該当。  
業務完了検査なし。

→検査自体は実施(伝票右下欄)

#### 18. 新型コロナワクチン接種コールセンター運営業務委託

・当初契約において、落札額@1,226円が契約書に一切反映されない契約書で締結されている。  
なぜこのような事態となった？契約変更に至った経過もあわせて聞く。  
・当初契約額2,354,000円は、機工伺いで示した予算額2,014,000円を超えているが？  
・そもそも設計額@2,420×8h×3名×20日×3カ月×2=6,969,600となり、  
予算額を大幅に超えている。課長決裁ではない(副市長の専決事項)。  
入札を終えた後で、「執行残が出たので利便性向上のために経費を追加する」という理由で契約書を変更したのは不適切。設計変更等の手続きをされたい。  
→杜撰な契約事務であったと認識しており年度内では是正できうる範囲での是正は行ったもの。

#### 19. 新型コロナワクチン接種委託料(支出)関係綴(個別集団時間外)

・受領印なし(個別接種において各医療機関から提出されるワクチン接種実施報告書)  
⇒杜撰な契約事務であったと認識。  
・会計年度所属区分については1. 妊産婦健診支出関係綴を参照されたい。  
⇒杜撰な契約事務であったと認識。

#### 20. 新型コロナワクチン接種(支出)関係綴

なし

#### 21. 新型コロナワクチン接種事業会計年度任用職員

なし

1. 介護保険主治医意見書作成手数料支出関係綴

- ・3月実施分の意見書作成料内訳書の提出日付が4月だと、翌年度に確認行為を行うことになり歳出の会計年度所属区分としては翌年度になる。可能であれば3月中の日付で手続きできないか？
- ※自治令第143条第4号該当
- 今後留意。

2. 高額介護サービス費支給綴

なし

3. 高額介護サービス該当者判定リスト綴

なし

4. 住宅改修費支給申請書綴(予防)

なし

5. 住宅改修費支給申請書綴(介護)

なし

6. 福祉用具購入費支給申請書綴(予防)

なし

7. 福祉用具購入費支給申請書綴(介護)

なし

8. 認定調査委託契約関係綴

- ・認定調査委託契約において、地方自治法に定める随意契約を行っていると思われるが随契理由が不明
- 見積書提出なしだが、事業者によって料金が異なることから契約規則第20条第1号の適用でもない。。
- この契約は地方自治法の摘要を超えた別の根拠が存在すると思慮するがご教示願いたい。
- 介護保険法第24条の2で指定市町村事務受託法人を規定、同法第28条第5号で指定居宅介護支援事業者等を規定していることによる。
- その上で該当するすべての事業者に打診し受託可能な事業者をお願いしているところ。

9. 要介護認定調査委託料綴

- ・収受印が結構ありません。
- ・3月実施分の会計年度所属区分については1. 介護保険主事意見書作成手数料と同様。

10. 夕張市家族介護用品給付関係綴

- ・介護用品取扱店との契約についてあり方を聞き取りさせてください。
- ※毎年の契約は不要では？
- お見込みのとおりと思慮。今後そのように取り扱う。
- ・締結後の契約書の決裁なし

11. ケアプラン点検業務委託関係綴

- ・業務完了報告書の収受印なし。

### 1. 介護予防委託料関係

- ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント一部委託において業者選定基準はあるか？

→委託先は毎年度運営協議会で承認をもらう。

対応事業者を探す状況、代替性がない。競争原理がはたらかない。

- ・自治法234条に基づく契約方法(競争入札、随意契約)が未記載。 ※随意契約と思われるが・・・

→契約方法の記載は今後留意。随契理由は上述のとおり。

- ・基本的に単価契約だと思慮するが、予算の範囲内で業務執行する

(足りなければ補正、流用もありうるケース)のか？

→起案時に年度内の予定数量が判明する管理表を添付。

- ・契約書案第3条に「契約保証金は免除する」旨の記載があり、原則免除しているように思えるが起案においても免除理由(法的根拠)を明記すべき。

- ・介護予防支援実施事業報告書に受領印なし(ほとんど)。一部に日付無いものあり。

《会計年度所属区分について》

- ・最後に案了検査したものが令和6年4月。

委託料として捉えた場合、自治令第143条第1項第4号の規定により、当該年度で検査・受渡を終えるものなので注意

### 2. 介護予防事業「地域実践講座(ゆるりラ講座)」

- ・随契理由として自治令第167条の2第1項第2号該当させており、内容も説明しているが十分とは言い難い。

「地域特性と住民との信頼関係が不可欠であり代替性がない」ということだが、一般介護予防事業にその要件がないといけないのか？

単に価格競争とはならない業務であることは理解するが、市が定めた随契ガイドラインに沿った説明ができることが望ましいし、それが困難であればプロポーザルの公募をするというのも手段の一つと思慮。

→今後検討する。

- ・提出された事業者の見積が総額となっているのに、契約書は単価契約のようにになっているのはなぜ？

(見積額2,078,775円が契約書のどこにもでてこない。契約書に記載された単価はどこからでてきた?)

→実態に沿うように検討する。

- ・契約書上、消費税の取扱いが不明なのだがどのように捉えている？

→契約書に記載済み。

- ・4月から毎月の実績に応じて支払いをしているが、11月分より業務完了検査調書を記載する用意になった理由如何？  
監査の指摘？

→昨年度の監査で指摘を受けた以降に当該処理を行っているもの。

### 3. 介護予防事業(住民活動継続支援事業)

- ・業務完了検査調書において「ゆるりラ講座」と同様。

### 4. 生活支援コーディネーター業務委託契約関係

- ・実績報告書提出→検査→「委託料決定通知書」を相手方に提出しているが、この場合、「委託料 〆確定」となる。

※委託料を「決定」したのは契約したとき、確定したのは「精算」したとき。

### 1. 敬老乗車証契約・支出

- ・夕鉄との契約書は『委託契約』となっているが、何を委託するのか契約書上明記されていないようだが？  
※予算は負担金補助および交付金  
→当該事業は、市とバス会社の取り決めにより『バス会社は敬老パス保持者から100円しか聴取しない』、『市はバス会社が徴収しない分を支払う』もの。委託契約とは考えにくいので同様事業を行っている他自治体の契約方法を調査するよう監査より依頼した。
- ・夕鉄との契約書に貼付した印紙200円は何をもって判断？（業者が貼付したもの、という以外の理由で）
- ・第一交通の契約書に印紙を貼付していないのは何をもって？  
→印紙税法別表『請負に関する契約書』のうち「契約金額に記載のない契約書」  
→第一交通分の契約書に印紙貼付がないのは気づいていなかった。  
○前述の契約方法の再確認により、貼付すべき印紙の額も明らかになるものと思慮

### 2. 高齢者住宅福祉除雪サービス関係綴(障害事業所)

- ・シルバー人材との契約において、委託料を契約期間内に全額支払った後に実績に伴う精算を行っているが、精算方法(どう精算するのか)について契約書に記載なし。単価契約による月払いにはできなかったのか？  
※パレットファームとありさだは単価契約をしているが？  
→労基法によりシルバー人材センターは単価契約できない、と聞いている。
- ・実績報告書の受領印がないのが散見

### 3. 緊急通報システム支出

- ・契約書の添付なし。よって、書類の確認ができません。  
→昨年度、監査より毎年度の提出は不要と指示されたもの。
- ・請求書の写しを実績報告とみなしているようだが、契約書における実績報告の手法は？  
→契約相手方(ALSOK)より提出不可と言われ、出納との協議により請求書コピーのかたちとなったもの。
- ・複数年の書類を一つの簿冊に収めることを問題視しませんが、5年度と6年度の書類に仕切りを入れてください。  
→以後留意する。

### 4. 障害者福祉システム

- ・委託の起案において、『契約規則により予定価格調書を省略する。』と記載されているが、では予定価格をいくらなのかが、どこにもでてこない。  
『予定価格調書を省略し、設計額を予定価格といたしたい』旨にて決裁をとるべき。
- ・見積書の日付が令和5年3月28日となっている。(当該年度開始前なのでNG)  
会計年度独立の原則から見積徴収日は年度開始してから。
- ・①起工伺い②見積結果③見積結果にて契約したい④契約書締結しました の四つの伺いとなっているが、②と③は一つの起案で結構  
④において、起案日が4月10日であり、契約相手方に契約書を送りたい(その時点で2通持っている)旨の伺い契約は、契約日に双方が捺印することが建前(地方自治法第234条第5項)なので余計な文言はいれないように。
- ・出納室より、月ごとの支払表の作成指示がありませんでしたか？  
→ない。

### 5. 障害者移動支援事業

- ・随契理由は自治令第167条の2第1項第1号(契約規則第19条)が適用可能であればそれを優先。  
※地方財務実務提要5881-17頁参照
- ・予定価格の取扱いは前述のとおり(設計額と予定価格を混同しないように)
- ・契約書(案)の段階で契約相手方の名称を入れないように。
- ・ヒルズヘルパーステーション及びヘルパーステーションおんみとの締結後の契約書なし。  
→支払いのため別に綴っていたもの。

### 6. 障害者福祉サービス給付費

なし

### 7. 補装具費支給

- ・申請から判定依頼の起案まで3か月を要した事案あり。留意されたい。
- ・支給申請書に受領印がないもの多数、というかほとんど。  
特に本件は、『いつ申請を受け取ったか?』もポイントになるので留意されたい。
- ・判定書の受領印も同様に留意願う。

### 8. 夕張市社会福祉協議会事業費補助金

- ・社教事業費補助は補助決定額より増額し、老人福祉会館運営事業補助は定額。  
老人福祉会館運営事業費補助が定額なのは社会福祉法人助成条例第2条に基づくものと解するが  
そうであるならば、社教事業補助を増額できる根拠は何？  
→平成21年3月24日付けで社協と協定書を締結。当該協定に基づくもの。

### 9. 夕張市老人福祉会館運営費補助金

- ・補助金の精算の起案において、『実績額に鑑み補助金の取消し・返還がないため通知不要』としている。
- ・しかしながら、補助金等の予算の適正化に関する法律第15条において、『実績報告後、適正と認めたときは補助金の額を確定し補助事業者に通知しなければならない』とあり、地方自治体の補助金においてもこれを準用する必要があるものと思慮する。  
※ちなみに夕張市社会福祉法人助成条例施行規則第8条には通知不要とは書いていない(起案参照)。

**10. ふれあいサロン行政窓口設置事業**

- ・起工伺いに記載の別紙3契約書案が添付されていない。  
→添付漏れである。
- ・締結後の契約書について決裁なし。

**11. 夕張市地域サロン活動推進事業費補助金**

なし

**12. 厚生医療給付費・療養介護医療費支払**

なし

**13. 日常生活用具**

なし

**14. 日中一時支援事業**

- ・申請書の受領印なし。
- ・支出科目が委託料→日中一時支援事業を業務委託しているものと解するが、契約手続き等の書類はないのか？  
→添付漏れである。

**15. 医師意見書作成願**

- ・会計年度所属区分の関係において、当該手数料は自治令第143条第4号(当該行為の履行があった日)に該当するものと思慮するので、可能であれば3月分の医師からの「請求の日付」を3月31日、支出伺いも同日としてください。※『当該行為の履行があった日』とは履行の確認までを指すため。

1. 切手受払簿

なし

2. 返還金

・納入履行延期承認決定伺いにおいて、自治令第171条の6を根拠として履行延期の決定をしたものと思慮。

この場合、同条(おそらく)第1項の○号を適用したのか不明確なので、明示すべき。

※随意契約の理由であれば『自治令第167条の2第1項第3号』というように

→2号適用である。

・同上の伺いにおいて、同じく根拠法令として自治法231条を挙げている。

この場合、債権額の全額(当該年度)を調定しているか？収入があった都度調定していないか？

→当該年度分の調定を行っている。

3. 民生児童委員関係経費道費負担金

・4年度の道費の確定通知書が5年度の綴に入っていた。

→書類の綴誤りである。

・市→民児協への交付金の指令書には『実績報告書』等の提出が義務付けられているが見当たらない。

→伝票支出の際に綴から外していたもの。以後留意する。

・道→市への負担金についても、道へ提出すべき精算書が見当たらない。

→伝票支出の際に綴から外していたもの。以後留意する。

4. 生保システム契約書

・起工伺いに付す契約書案に相手方の名前を記さないように。

・契約書第6条に記載の委託料月額支払額は誤り。(50,000円× → 55,000円○)

→契約書内の記載が誤っている。以後留意する。

5. 生活保護等版レセプト管理クラウドサービス関係

・生活保護等版レセプト管理システムクラウドサービスオプション利用料について、

医療扶助オンライン資格確認導入事業初期費用なる(委託?)業務で業務完了報告書が提出され完了検査も

行っている。これは綴り誤りか？

→書類の綴り誤りである。

### 1. 夕張保育協会運営費補助関係

- ・運営費補助金の精算において、保育協会から提出のあった決算書(収支計算書)によると、補助申請の際には見込んでいなかった『拠点区分間繰入金収入』なる収入があったから黒字となっている。『拠点区分間繰入金収入』の内容を問う。  
→保育協会職員処遇改善目的で支払われる交付金(国1/2,道1/4,市1/4)施設宛に給付されるため保育協会に繰り入れるもの。  
上記収入は補助申請の際には見込めなかったものなのか?  
→毎年度入ってくるものではあるが、予算上見込んでいない。  
支出額において決算額は予算額を超えており、上記収入が無かったら保育協会は250千円程度の赤字。どう対処する考えなのか?  
→職員給与を(ほぼ毎年度)人勤により改定しているので歳出は予算額を超えるもの。
- ・支出決算において、人勤に伴う処遇改善のため人件費が大幅に予算を超えている一方、除雪と研修を予算通り実施しないことで赤字幅を縮小している。  
人件費において人勤に伴う給与改定を行う根拠は?  
→保育協会職員給与規定に定めてあるもの。  
研修を予算どおり(補助申請時の数字)行わなかった理由は?  
→研修については前年度実績により予算に組み込んだものであるが、業務上消化できない(研修に参加できない)場合もある。

### 2. 児童手当支払関係

なし

### 3. 子どもたちの居場所づくり運營業務委託関係

- ・一者随意契約といえど、伺いに付す契約書案には契約日と契約相手方の名前をいれないように。  
→今後留意する。
- ・実績報告書を見ると、利用者(登録者)は2名、7月と8月を除き利用は月に1回~2回という理解でよろしいか? そうであるなら、本事業は子どもたちの居場所を作っていることになると担当課は捉えているのか?  
→当該事業はR5年度で廃止した。

### 4. 結婚新生活支援事業関係

- ・補助金の交付要綱は毎年度つくるのか? つくる必要性について問う。  
→補助金の関係で道に作成の報告義務あり。  
そうであるなら、様式第4号は夕張市公用文に関する規程に定める指令書の体をなしていないので検討願う。  
→検討する。
- ・申請書を2回の伺い(申請受領したので審査したい、審査したので決定したい)の両方に添付する必要なし。
- ・申請書の受付印なし

### 5. ゆうばり丘の上こども園に係る修繕費負担金関係

- ・保育協会からの協議書の受領印無し。
- ・負担金(補助金ではない)交付要綱を作る必要性について問う。  
→協定に基づき負担するものであり、その支払い方法を明確にするため、市立診療所(旧施設)で行っていたものを参考にしている。

**【賦課係】**

**1. 家屋評価システム保守委託契約関係綴**

・家屋評価システム保守の見積通知において、①見積提出期限3/31,②見積の日付4/1と指定するのは誤解を招くので避けた方が賢明。

※4/1～3/31の契約、4/1が土日の場合、長期継続契約を使うことも視野。

**2. 確定申告支援システム運用保守委託契約関係綴**

・家屋評価システムと同様

**3. エルタックス関係綴**

・北海道共同利用型エルタックス審査システムに係る契約において、契約方法(競争入札、随契)の記載なし。

この場合、自治法施行令第167条の2第1項第2号適用による随意契約と  
思慮する。(市の随契ガイドラインによる)

**4. 支出関係綴**

なし

**【収納係】**

**1. 財務会計関係綴(支出)**

なし

**1. 北海道旅客鉄道(株)用地土地賃貸借契約関係綴**

- ・平成22年にJRが道に売却したことにより、JRとの賃貸契約が解約となった土地の現在の取扱いはどうなっている？  
※ 7本のうち2本  
→道との特段の再契約は行っていない。課内で共有する。

**2. 支出関係綴**

○工事関係2本、備品購入関係3本 全て

- ・工事写真、購入した備品の写真が添付されているが、当該写真が夕張市契約規則第34条第1項の『契約事項完了時の市長への届け出』と解する、この場合いつ届けられたかが大事なので受領印を押してください。

○湯沸かし器は見積書と購入後(と思われる)写真のみ綴られているが、起案文書なし。

○純粋製造装置

- ・随契理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第5号と記載されているが、
  - ・夕張市随契ガイドラインによると第5号は『天変地異』その他類するものも適用するものである。
  - ・また、当該備品については、当初予算要求時に既に5年度予算で購入するものとして計上している。よって緊急性が認められない。そもそも本案件は自治法施行令第167条の2第1項第1号(低額随契)で処理すべき。この場合、契約規則第20条の適用外なので見積は2者以上から徴収してください。
- ・予定価格調書なし、契約書なし(契約規則第19条の3、第21条、第22条)
- ・書面による受渡しを行っていない(契約規則第37条 30万円以上の契約)

**3. マンホールポンプ更新工事(若菜地区)**

- ・入札参加申請書添付書類中、勤務実績証明書は発注者の証明がなされていない。

**4. 平和浄化センターNO2=1曝気装置修繕工事**

なし

**5. 下水道施設運転維持管理業務委託**

- ・契約書第2条において「長期継続契約」「翌年度以降の歳入歳出予算に減額・削除があった場合の契約解除」について記載している一方、第32条において令和5年度～9年度まで年度ごとの委託料を定めている。この記載であれば、契約時に各年度の委託料が確定しているものと捉えられ、第2条の条文が活かされないものと思慮。長期継続契約を前提とするのであれば、年額55,671,000円(ただし、令和5年度は56,925,000円)各年度の委託料を前提とするのであれば、予め債務負担行為を取るべきものと思慮します。
- ・締結日が3月28日となっており、『業務を委託する期間』としては5年間だが、契約期間としては5年を超えている。この場合、夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第3条に定める『契約期間は5年以内』に抵触するものと思慮。

## 1. 交通安全施設整備事業市道区画線工事

・起工伺いにおいて指名競争入札理由が自治令第167条第1項

※一般競争入札に適しない(市内事業者を使う)という理由なので第1号(第1項の記載は不要。第2項がないため)

## 2. 市道舗装補修工事

なし

## 3. 市道清掃業務委託

・起工伺いにおいて指名競争入札理由が自治令第167条第1項

※一般競争入札に適しない(市内事業者を使う)という理由なので第1号(第1項の記載は不要。第2項がないため)

## 4. 市道夕張滝の上沼ノ沢3部地内路肩補修工事

・起工伺いにおいて指名競争入札理由が自治令第167条第1項第3号(一般競争入札では不利)

どのような理由で不利なのか?

→大雨災害による災害復旧であるが、災害認定するためにコンサルを入れるまでの工事ではない。

一般競争入札では道路復旧工事が冬期間になってしまうため早期に復旧工事に着手する必要があったもの。

工事内容的には市内業者で対応可能であることから、市内業者による指名競争入札とした。

本件の場合は、自治令第167条第3号ではなく第1号で対応すべきであった。

## 5. 鹿の谷常盤線道路補修工事

・起工伺いにおいて指名競争入札理由が自治令第167条第1項

※一般競争入札に適しない(市内事業者を使う)という理由なので第1号(第1項の記載は不要。第2項がないため)

## 6. 市道清水沢沼の沢線清水沢橋架替工事(上部工架設)実勢価格調査委託

・随契理由が誤り

自治令第167条第1項第6号 → 自治令第167条の2第1項第1号及び夕張市契約規則第19条

・見積書提出依頼文書が指名競争入札の案内文になっている。

## 7. 市道清水沢沼の沢線清水沢橋架替工事(上部工架設)積算業務委託

・随契理由が誤り

自治令第167条第1項第2号 → 自治令第167条の2第1項第2号

## 8. 市道清水沢沼の沢線清水沢橋架替工事(上部工架設)

・指名競争入札理由が誤り

自治令第167条の2第1項第3号 → 自治令第167条第3号(167条は第2項が無いので第1項の記載不要)

・競争入札に付すことが不利な理由は施工期間が限定しているということか?

『河川流量の少ない冬期に行う工事』ということであれば、7月に行う入札では時間が十分に取れるか?

→上記理由のほか、実勢価格調査を経て発注業務をすることになるため、一般競争入札では工事内容に含まれる工場製作品の納期が年度を超える(指名競争入札7月契約でもギリギリ)。

市内業者で対応可能工事であることから、市内業者の指名競争入札したもの。

本案件も自治令第167条第3号ではなく同条第1号とすべきものであった。

・予定価格の決定者、支出負担行為の決定者は市長(夕張市事務専決規程)。

※設計変更後も同様だと思います。

## 9. 市道清水沢市街本通線道路修正設計業務委託

・制限付き入札の参加資格要件の起案を市長決裁とした理由があればご教示ください。

→決裁欄の誤り。

## 10. 札幌99は2375号車エンジン不慮点検修理追加修理

・締結後の契約書について決裁なし。

## 11. 札幌900る2013号車オルタネータ交換修理

なし

## 12. 札幌900る1899号車 車検追加整備

・当初の整備業者決定にあたり、契約方法(随契)、及びその理由の記載なし。

・締結後の契約書について決裁なし。(venusの支出負担行為伝票決裁で代用しているということか?)

※No.13、14も同様

No.12、No.13、No.16、No.17とも同じ事務処理(①見積により業者決める、②決定業者が車両見たところ追加整備項目発見

③自治令第167条の2第1項第6号による随契 ④契約書締結)となっているが、①において業者決定根拠が曖昧。

①の根拠を自治令第167条の2第1項第1号(低額随契)を明確に示したうえで業者決定、いったん契約し(この場合契約書不要となるが)したうえで、設計変更により契約変更すべきものと思慮。

※道路工事等で通常行っている契約→設計変更→契約変更とストーリーは同様と考えるが・・・?

## 13. 札幌900る2133号車 車検追加整備

・当初の整備業者決定にあたり、契約方法(随契)、及びその理由の記載なし。

## 14. 札幌100せ9131号車マフラー浄化装置交換修理

・指名競争入札理由 自治令第167条第1項第1号 → 前述のとおり第1項不要。

## 15. 札幌001る1028号車エンジン脱着交換修理

なし

## 16. 札幌900る2487号車車検追加整備

・当初の整備業者決定にあたり、契約方法(随契)、及びその理由の記載なし。

## 17. 札幌900る2487号車プロペラシャフト交換修理追加修理

- ・当初の整備業者決定にあたり、契約方法(随契)、及びその理由の記載なし。

## 1. 不能欠損関係

なし

## 2. 令和5年度～令和7年度市営住宅指定管理者綴

なし

## 3. 新築・中古・リフォーム補助金関係

- ・新築、中古住宅取得、リフォームの申請全てにおいて補助金交付申請書に受領印なし。  
※補助金申請は『いつ受け取ったか?』がポイントとなるので受領印を押すこと。
- ・各々の事務手続きにおいて、①申請者の滞納状況調査をしたい、②滞納等ないので交付決定したい、③工事等確認終了したので補助金確定し支出したい、の三段階の決裁となっており、申請書は②に添付されているが、滞納状況調査の起因となるものであるから①に添付すべき。  
※①を起案する根拠が『補助金申請書の受領』であるため。
- ・当該補助金に係る決裁は、全ていわゆるゲタ判で処理している。  
夕張市事務取扱規程第21条第1項において「事務処理の発議は起案様式(様式第5号)により作成しなければならない」旨明記。同条第3項による軽易なものとは考えづらいので起案様式を用いてください。

## 4. 老朽建築物等除却補助金関係

- ・申請全てにおいて補助金交付申請書に受領印なし。  
※補助金申請は『いつ受け取ったか?』がポイントとなるので受領印を押すこと。
- ・各々の事務手続きにおいて、①申請者の滞納状況調査をしたい、②滞納等ないので交付決定したい、③工事等確認終了したので補助金確定し支出したい、の三段階の決裁となっており、申請書は②に添付されているが、滞納状況調査の起因となるものであるから①に添付すべき。  
※①を起案する根拠が『補助金申請書の受領』であるため。
- ・当該補助金に係る決裁は、全ていわゆるゲタ判で処理している。  
夕張市事務取扱規程第21条第1項において「事務処理の発議は起案様式(様式第5号)により作成しなければならない」旨明記。同条第3項による軽易なものとは考えづらいので起案様式を用いてください。

## 5. 市営住宅アスベスト調査委託

- ・入札告示において「夕張市 厚谷 司」→「夕張市長 厚谷 司」
- ・起工伺いにおいて、制限付き一般競争入札ができる根拠(自治令第167条の5第1項)を記して下さい。
- ・参加資格申請書に受領印無し
- ・業務完成検査後の業務受渡書なし。(夕張市契約規則第37条第1項)

## 6. 市営住宅除却工事(清陵1区地区 K1,K10)

- ・指名競争入札の理由が自治令第167条第1項第3号(一般競争入札に付するのが不利)な理由をご教示ください。  
当該理由が「市内業者振興目的による優先選定」であるならば、第3号→第1号としてください。以下同様。  
※ちなみに第167条は2項が無いので、『第1項』は付けません。
- ・契約書締結は副市長決裁(事務専決規程)。
- ・業務完成検査後の業務受渡書なし。(夕張市契約規則第37条第1項)

## 7. 市営住宅除却工事(清陵1区地区 21A)

- ・契約書締結は副市長決裁(事務専決規程)。
- ・変更契約書も同様(地方財務実務提要134頁1行目)
- ・業務完成検査後の業務受渡書なし。(夕張市契約規則第37条第1項)

## 8. 市営住宅除却工事(清陵1区地区 13A)

- ・契約書締結は副市長決裁(事務専決規程)。
- ・変更契約書も同様(地方財務実務提要134頁1行目)
- ・業務完成検査後の業務受渡書なし。(夕張市契約規則第37条第1項)

## 9. 市営住宅除却工事(若菜地区 や5)

- ・契約書締結は副市長決裁(事務専決規程)。
- ・変更契約書も同様(地方財務実務提要134頁1行目)
- ・業務完成検査後の業務受渡書なし。(夕張市契約規則第37条第1項)

※除却工事は全て業務受渡書がないものだが、建設課内においてそのような取扱規程、要綱があればご教示ください。

少なくとも夕張市契約規則第37条には契約金額以外の例外規定はないのですが。

→規程、要綱無し。除却工事は、その性質上『引き渡すものが無い』ことから、慣例的に書面による業務引渡しを行ってこなかった。

※監査より、『回答の内容は理解。しかしながら規則に則っていないことも事実。(一般的に言えることだが)規則が実態にそぐわないのであれば、それを改正する等も必要では?』旨話をした。

## 10. 市営住宅改善工事(末広 翔3)

- ・契約書締結は副市長決裁(事務専決規程)。

## 11. 市営住宅改善工事(末広 翔6)

- ・契約書締結は副市長決裁(事務専決規程)。

## 12. 市営住宅共用部LED化工事(鹿の谷曙)

- ・契約書締結は副市長決裁(事務専決規程)。

## 13. 市営住宅共用部LED化工事(末広 恵1)

- ・契約書締結は副市長決裁(事務専決規程)。

#### 14. 市営住宅入居修繕工事(その1)

なし

#### 15. 市営住宅浴室修繕工事(平和 夢3)

・契約書締結は副市長決裁(事務専決規程)。

#### 16. 市営住宅ガス設備改修工事

なし

#### 17. 市営住宅浄化槽ばっ気ブローア取替工事(宮前No.2浄化槽)

なし

#### 18. 道営住宅浄化槽補修工事(宮前光浄化槽)

・起工伺いにおける随契理由は

自治令第167条の2第1項第6号 → 自治令第167条の2第1項第1号及び夕張市契約規則第19条

※地方財務実務提要5881-17頁参照

#### 19. 市営住宅浄化槽補修工事(萌浄化槽)

・起工伺いにおける随契理由は

自治令第167条の2第1項第6号 → 自治令第167条の2第1項第1号及び夕張市契約規則第19条

#### 20. 市営住宅浄化槽ばっ気ブローア取替工事(清陵・真谷地)

なし

#### 21. 夕張市空き家相続人調査業務委託

・起工伺いが二つ(10/5付けと10/12付け)あるのはなぜ?

→一つ目の起案が契約方法について、二つ目が起工伺い、を示しているつもり。

・随契理由 自治令第167条の2第1項第2号 × →同項第1号 ○

※設計額が495,000円となっていることから低額随契を理由としたものと思慮したことによる。

・10/12付け起工伺いにおいて随契相手方選定は別途仰裁(R4.4.1起案)としているがコピーで構わないので添付すること。

・起工伺いで総額による設計を行った後、総額で予定価格調書作成し総額見積を徴収した、しかし、その後に単価見積の提出があり単価契約している。

起工伺いの段階から、単価契約を行う内容で一貫させてください。

→一回目の見積で総額決定し、契約の段階で単価を決めたのだが、単価によって業者決定したわけではないことは事実。

・業務委託契約書第10条に基づき、受託者は月締めの報告書を送付

→第11条に基づき市が内容確認し受託者に通知 → 第12条に基づき請求のあった金額を市が受託者に支払う。

そのうえで、3月29日に受託者より提出された業務完了報告書は、契約書の何に基づいて提出されているのかご教示ください。提出が遅れた業務完了通知書についても契約書上の位置づけも同様。

契約規則第34条～第37条の業務完了報告～受渡しまでのことを指しているとも思えるが。

→相続人調査は深掘りすればキリが無いので、受託者と都度進捗状況を共有しながら、対象者毎に調査完了時期を決めているところ。

年度末に受託者より提出される業務完了報告書は、会計年度独立の原則に従い、あくまで『当該年度の業務はここで終わる』旨を示しているに過ぎない。

## 1. 歳入/歳出処理(庁舎整備事業予算)

なし

## 2. 夕張市南清水沢4丁目用地測量等調査業務入札契約

委託業務完了検査結果通知案の宛先が誤っている。(ドールコンルではない)

## 3. 夕張市庁舎官民連携事業導入可能性調査業務入札契約

- ①基本構想策定業務と②PFI導入可能性調査を抱き合わせることで、②の設計額が安価になる→随契可能との理屈は理解。

そのうえで、実際に②の設計(積算内訳書)において、単独で行った場合との人工比較を行っているが、(例えば2. 事業スキームの検討で11.5人工→4人工)削減数の根拠をご教示ください。

- この場合、①の業務と②の業務において、『同じことを行う』もの(ダブるから削減可能なもの)が具体的に提示できるのであれば理解しやすいものと思慮。

→当該業務は『建設物価』等で規定された業務ではないので、業者からの見積書が設計のベースとなる。

『業務のどの部分がダブるから削減可能』なのか直ちに示すことは困難ではあるが、監査指摘の趣旨は理解。  
※監査より、『情報公開』や『住民監査請求』にも耐えうる理屈付けを念頭にさせていただくよう通知。

- さらに、当該案件で随意契約とするのであれば、その理由は自治令第167条の2第1項第6号のほうが実態に沿うように考えますが、ご意見をお聞かせください。

→検討する。

- 見積提出依頼(案)において、4. 見積書記載金額の文中『入札書に記載してください』となっている。

## 4. シューパロダム建設対策基金処理手続き

なし

## 5. 歳入/歳出処理(都市計画予算)

なし

## 6. 都市計画情報デジタル化業務入札契約

- 設計額に関する起案において「予算の範囲内であるため次の額を設計額とする」旨の記載があるが、設計額は予算額を超えてはならないものではありません(財務実務提要5913-3)。

※設計額は予定価格決定のための参考資料に過ぎないため。

ちなみに予定価格は予算額を超えてはいけません。

- 変更契約の決裁は契約金額に鑑みて副市長決裁。

## 7. 歳入/歳出処理(都市公園管理予算)

なし

## 8. 滝ノ上公園管理業務委託入札契約

- 指名競争入札とする理由を、自治令第167条第1項第2号としているが、同条は第2項以下が存在しないため第1項はつけない。

- 夕張市契約規則第37条に基づく受渡書なし。

## 9. 丁未風致公園管理業務委託入札契約

- 指名競争入札とする理由を、自治令第167条第1項第2号としているが、同条は第2項以下が存在しないため第1項はつけない。

- 夕張市契約規則第37条に基づく受渡書なし。

## 10. 滝の上公園浄化槽保守点検等管理業務委託入札契約

- 契約方法選定に係る起案における随契理由が誤り

自治令第167条第1項第1号 → 自治令第167条の2第1項第1号

- 夕張市契約規則第37条に基づく受渡書なし。

→6年度は整理したかたちで委託を実施している。

No.8~No.10における契約書において、『委託期間の半期毎に応じた委託料の支払い』について記載しているが、

- 半期毎の扱いがVenusの支出伝票によると一定していない。

- 半期毎に応じた支払額とはいくらなのか。

を整理して契約書に明記した方が事務の扱いが容易になるものと考えます。

## 11. 都市公園業務委託入札契約

なし

## 12. 都市公園施設修繕・工事入札契約

- 公園施設解体撤去工事の発注伺いにおいて、請書(案)の添付は不要(相手から徴収するものなので)。

※請書のウラ面の契約条項が重要だとすると、正式に契約書を取り交わすべき。

- 同工事において契約規則第37条に基づく書面による受渡しを省略している。当該理由を発注書記載の契約条項の第6条を挙げているが、発注書・請書の記載内容が契約規則に優るとは考え難い。

1. 令和5年度コピー用紙購入単価契約関係綴  
なし
2. 令和5年度幅広複合機保守及び消耗品等供給契約関係綴  
・月毎の支払いを支出管理表で整理しているが、1月分の支出110円について出納担当者の印なし。  
※venusで確認すると支出はなされている模様。
3. 令和5年度電話設備保守点検業務委託関係綴  
なし
4. 令和5年度例規システム使用料・委託料関係綴  
なし
5. 令和5年度清掃業務委託関係(庁舎床ワックス等清掃)綴  
・業務完了検査終了後の書面による受渡しなし(夕張市契約規則第37条第1項)。
6. 令和5年度清掃業務委託関係綴(庁舎トイレ清掃)  
なし
7. 令和5年度休日直業務委託関係綴  
・業務完了検査終了後の書面による受渡しなし(夕張市契約規則第37条第1項)。  
※本業務は毎月末に完了検査を行ったうえで委託料を月払いしているが、この形式が書面による受渡しを省略できるとの記載が契約規則にないことから、年度末に受渡書を交わすべきものと思慮する。
8. 令和5年度職員健診関係綴  
なし
9. 令和5年度ストレスチェック関係綴  
なし
10. 令和5年度文書管理改善支援業務委託契約綴  
なし
11. 令和5年度A重油単価契約関係綴  
なし
12. 令和5年度市公用車ガソリン・軽油単価契約関係綴  
なし
13. 令和5年度全国市有物件災害共済会関係綴  
なし
14. 令和5年度公用車購入関係綴  
なし
15. 令和5年度本庁舎駐車場等除雪関係綴  
・契約書第7条において、受託者より日報提出を受けた際に『検査を行う』旨の記載があり、夕張市契約規則第34条においても同様に検査を求めているが、書類上、検査者の氏名も確認印もないため、『検査を行ったのか』不明確である。
16. 令和5年度広報ゆうばり・暮らしのカレンダー契約関係綴  
なし
17. 令和5年度支出伝票綴(庁舎管理(設備保守))  
なし
18. 令和5年度契約関係綴(庁舎管理)
  - 環境衛生管理業務委託  
・長期継続契約として前年度から契約しているが、契約書に長期継続契約である旨の記載なし。  
・業務完了検査終了後の書面による受渡しなし(夕張市契約規則第37条第1項)。
  - エレベーター保守点検委託  
・長期継続契約として前年度から契約しているが、契約書に長期継続契約である旨の記載なし。  
・業務完了検査終了後の書面による受渡しなし(夕張市契約規則第37条第1項)。
  - 自家用電気工作物保守管理委託  
・長期継続契約として前年度から契約しているが、契約書に長期継続契約である旨の記載なし。  
・業務完了検査終了後の書面による受渡しなし(夕張市契約規則第37条第1項)。
  - ボイラー及び圧力容器等定期検査整備業務委託  
・業務完了後の検査調書なし(夕張市契約規則第35条)  
・業務完了検査終了後の書面による受渡しなし(夕張市契約規則第37条第1項)。
19. 令和5年度電話交換機室ルームエアコン更新工事  
なし
20. 令和5年度職員住宅修繕関係綴
  - 消防職員住宅修繕  
起工伺に添付した見積書を『別添参考見積書』としているので、本見積書がない。  
完了検査調書なし(契約規則第35条)
21. 令和5年度統計調査交付金関係綴  
なし
22. 令和5年度会議録おこしシステム(ログミーツ)関係綴  
なし

23. 職員採用試験業務委託契約関係綴  
なし

1. ウイルス対策ソフトライセンス更新契約関係綴
  - ・入札時の委任状に収受印なし
  - ・契約書に印紙がないのは、当該「ソフトウェアライセンス更新契約」がソフトウェアという物品購入であるという趣旨と捉えてよいかご教示ください(夕張市側の瑕疵ではありませんが)。  
⇒お見込みのとおり。
2. クライアント運用管理ソフト保守ライセンス更新契約関係綴
  - ・契約書に印紙がないのは、当該「ソフトウェアライセンス更新契約」がソフトウェアという物品購入であるという趣旨と捉えてよいかご教示ください(夕張市側の瑕疵ではありませんが)。  
⇒お見込みのとおり。
3. ホームページリニューアル業務委託契約関係綴  
なし
4. 期日前投票システム標準化対応分析支援業務委託契約関係綴
  - ・次回よりこの類の書類は選挙管理委員会事務局から提出してください。  
※決裁を選管事務局員が行っています。
5. 総合行政システム標準化対応分析業務委託契約関係綴  
なし
6. 総合行政システム標準化文字同定対応業務委託契約関係綴  
なし
7. 総合行政システム(個人住民税)森林環境税対応改修委託契約関係綴
  - ・入札時の委任状に収受印なし
8. 総合行政システム(個人住民税)特別徴収額通知電子化対応改修委託契約関係綴
  - ・入札時の委任状に収受印なし
9. 総合行政システム(決算インボイス対応)改修委託契約関係綴  
なし
10. 電子計算機システム保守委託契約関係綴  
なし
11. はがき圧着機保守委託契約関係綴  
なし
12. 軽JNKSネットワーク改修委託契約関係綴  
なし
13. LGWAN関連設備更新業務委託契約関係綴  
なし
14. ホームページ運用保守委託契約関係綴  
なし
15. 北海道セキュリティクラウド運用保守委託契約関係綴
  - ・本業務においては、道内各自治体が以下の業務を北海道に委任している。  
①契約締結・契約変更事務、②見積書徴収、③業務担当員の指定  
④その他契約手続き及び業務処理に要する一切の事務  
そのうえで、④に基づき月毎の業務完了検査報告書(道が実施)が市に送付される。  
・市は、四半期ごとの委託料支出にあたり、上述の道の業務完了検査報告書を添付したうえで独自に業務検査調書を作成しているが、これは不要(業務処理に関する事務を道に委任しているため)。  
単純に「道から検査調書の送付があったので、これを認め、委託料支出のこととしたい。」で可。
16. 団体内統合宛名システム保守委託契約関係綴
  - ・委任状に収受印なし。
17. 財務会計システム使用料契約関係綴  
なし
18. パソコン購入契約関係綴
  - ・入札時の委任状に収受印なし。
19. 総合行政システムパソコン購入契約関係綴  
なし
20. プリンタ購入契約関係綴  
なし
21. デジタル基盤改革支援補助金(標準化・共通化)関係綴  
なし
22. OCRシステム保守委託契約関係綴
  - ・本契約については、起案において令和3年4月1日から令和7年3月31日までの長期継続契約としているが見積依頼書、及び契約書には長期継続契約である旨の記載がない。  
一方で、契約書には「双方の申し出が無ければ自動更新」の条項があり、長期継続契約の主旨から外れた契約となっている。本来は債務負担行為をとるべきものなので厳重に注意する。
23. パソコン等処分業務委託契約関係綴  
なし

**24. ネットワーク等運用保守委託契約関係綴**

なし

**25. 総合行政システム運用保守サービス委託契約関係綴**

- ・本契約については、起案において令和2年10月1日から令和7年9月30日までの長期継続契約としているが見積依頼書、及び契約書には長期継続契約である旨の記載がない。  
一方で、契約書第4条には「双方の申し出が無ければ自動更新」の条項があり、長期継続契約の主旨から外れた契約となっている。本来は債務負担行為をとるべきものなので厳重に注意する。

**26. 庁内LAN運用保守委託契約関係綴**

なし

**27. OCRシステム一式賃貸借契約関係綴**

- ・当該賃貸借契約については、実際の借受期間が5年であるが、準備期間を設ける必要があることから借受期間開始前に契約を行っているため、契約期間としては5年を超えている。  
夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第3条に鑑み適切に処理すること。

**28. 自治体情報セキュリティプラットフォーム契約関係綴**

なし

**29. 団体統合宛名システム一式の賃貸借契約関係綴**

- ・当該賃貸借契約については、実際の借受期間が5年であるが、準備期間を設ける必要があることから借受期間開始前に契約を行っているため、契約期間としては5年を超えている。  
夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第3条に鑑み適切に処理すること。

**30. 第4次LGWAN接続ルータ使用料契約関係綴**

なし

**31. 自治体情報セキュリティ強化対策システム一式賃貸借契約関係綴**

- ・当該賃貸借契約については、実際の借受期間が5年であるが、準備期間を設ける必要があることから借受期間開始前に契約を行っているため、契約期間としては5年を超えている。  
夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第3条に鑑み適切に処理すること。

**32. 住基GWシステム一式の賃貸借契約関係綴**

- ・当該賃貸借契約については、実際の借受期間が5年であるが、準備期間を設ける必要があることから借受期間開始前に契約を行っているため、契約期間としては5年を超えている。  
夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第3条に鑑み適切に処理すること。

**33. 総合行政システムサービス利用料契約関係綴**

なし

**34. 庁内LANシステム一式の賃貸借契約関係綴**

- ・当該賃貸借契約については、実際の借受期間が5年であるが、準備期間を設ける必要があることから借受期間開始前に契約を行っているため、契約期間としては5年を超えている。  
夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第3条に鑑み適切に処理すること。

1. 北海道知事・道議会議員選挙執行経費関係綴  
なし
2. 統一地方選挙啓発関係綴  
【ポスター掲示板購入(知事道議、市長市議)】
  - ・納品書に受領印無し。
  - ・受渡書なし(契約規則第37条)。
3. 統一地方選挙(北海道知事・北海道議会議員選挙)投票所大型物品配送業務委託・投票所施設借用  
なし
4. 統一地方選挙(夕張市長・夕張市議会議員選挙)投票所大型物品配送業務委託・投票所施設借用  
なし
5. 北海道知事・道議会選挙 開票所設営・撤去及び選挙資材搬入・搬出作業関係
  - ・契約規則第34条第1項の規定による契約事項完了の届け出について、書面の届け出は見当たらないが、選挙管理委員会職員が都度確認している記載があり、完了検査も実施していることから、完了届は口頭で受けたものと解します。
6. 夕張市長・市議会議員選挙 開票所設営・撤去及び選挙資材搬入・搬出作業関係  
同上
7. 知事・道議会議員選挙選挙費伝票綴  
なし
8. 夕張市長・市議会議員選挙選挙費伝票綴  
なし
9. 市長・市議会議員選挙公費負担関係綴

## 1.令和5年度 幸福の黄色いハンカチ基金助成事業関係綴

なし

## 2.令和5年度 特定団体助成関係綴

## 【特定団体の助成に関して】

- ・市が特定団体ありきで助成することについて、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる」に鑑みると、「公益上必要がある場合」に該当するかは非常に疑問。
- ・本助成については、夕張市まちづくり寄付条例施行規則第5条第5項に定めた行為であり、市が特定団体に助成することは寄附者の意に沿ったものであることは理解するが、そもそも「特定事業・特定団体への助成を指定する寄附」が夕張市まちづくり寄付条例第2条の主旨に沿ったものとは言い難い。
- ・当該条例については、市が財政再建団体となった際に「財政再建中においても福祉や市民活動の停滞をとどめる」目的で制定されたものと理解し、これまで一定の役割を果たしてきたものと捉えているが、地方自治法及び条例の主旨にも合致しない「特定団体の助成」については、「特定団体への助成を指定する寄附」を受け付けないことも含め早急に再考するべきものと考ええる。

→本件、懸案としているものであり早急に課全体で検討する。

## 3.令和元年度 夕張市生活交通路線維持費補助金関係綴

- ・交付申請書に受付印なし。
- ・決裁は市長まで(夕張市事務専決規程別表1 参照)

## 4.令和5年度 夕張市タクシー乗車代金補助制度補助金関係

なし

## 5.令和5年度 夕張市デマンド交通運行事業費補助金関係①・②

- ・デマンド交通については、夕張市が一定のルール(単価含む)で事業者に運行をお願いしているものと解する。この場合、補助金として支出しているが、内容に鑑みる(市が事業者に運行をお願いしている)と委託ではないか、その理由を伺う。 ※市外線デマンドは委託契約
- 市内デマンドについては、事業者(丸北)から運輸支局に運輸許可を申請し事業主体となっていることでスタートしたものであるため。

## 6.平成21年度～ 地デジ清水沢中継局関係綴

なし

## 7.令和5年度 夕張市自動車運送事業者支援関係綴

- ・交付要綱第2条第1項第3号の市税滞納の有無について、税務課からの回答書(個人情報目的外利用決定通知書)は添付されており、当該文書には『令和〇年〇月〇日付けで申請のあった』旨記載されているが、地域振興課が発出すべき照会文書なし。(どうやって税務課に照会した?)
- 該当書類の提出漏れ
- ・事務の進め方としては、次のとおりの順序でお願いします。
  - ①(添付資料とともに)申書があったので内容確認とともに滞納の有無を税務課に照会したい。
  - ②内容確認完了、滞納ゼロの報告もあったので補助交付決定したい。
- ※複数の申請の処理を1起案で行っているが、できれば1申請につき1起案の方が、(内容不備でボツにするときなど)以降の事務の進捗が確認しやすいものと思慮。検討願う。
- 了承

## 8.令和5年度 ふるさと納税返礼品関係綴

## 【ふるさと納税返礼品配送等業務委託について】

- ・起工伺い、契約締結の決裁は市長まで(専決規程 別表第1 委託)。
- ・契約方法として随契を選択し、理由(自治令第167条の2第1項第2号)として、『本業務が可能な市内唯一の事業者』に委託する』としているが、受注業者が『市内唯一の事業者』であることの説明が不足。
- ・見積徴収の際、『各単価が設計額の範囲内であるので契約したい』旨の決裁文となっているが、『設計額の範囲内だから契約する』旨の文章は誤り。
- ※本来は『予定価格の範囲内』とすべきであるが、予定価格を設定していないことからこのような文言になったと理解するが、
- 随契理由は再検討する。予定価格は設定すべきであったと思慮する。以降留意。

## 9.令和3年度～ 石勝線代替輸送確保事業補助金関係綴

- ・令和5年9月15日付け夕地指令第12号にて交付決定した補助金(市内線ダイヤ改正に係る整備)および令和6年3月1日付け夕地指令第11号にて交付決定した補助金(市内線ダイヤ改正に係る時刻表)について交付要綱別表 補助対象経費の何号に該当させたのかご教示ください。
- 別表中第4号を該当させた。補助対象経費については都度夕鉄からの要望事項を協議しており、市としても一定の線を引いたうえで助成を行っている(あくまでも代替輸送に資するもの。導入経費。)

## 10.令和5年度 夕張高校チャレンジ補助金関係

- ・その他補助(令和5年4月3日付け夕企指令第9号)の起案、実績報告、検査調書なし。
- 添付漏れ

## 11.夕張高校魅力化プロジェクト関係綴①(公設塾委託関係)

- ・公設塾運営業務を委託契約するにあたり、契約方法を随契とし、その理由を『令和3年度からの経験・実績があるから』としている。当該理由は一定程度理解できるが、一方で『今まで運営してきたから』が自治令第167条の第1項第2号の理由として成り立つか難しいところ。(夕張市随意契約ガイドライン参照のこと)
- 毎年度運営業者を変更することは、生徒も混乱を招き、事業者も投資できない弊害もあるので、例えば契約期間を5年

(1年間は業務の確認といたうえで)とし債務負担行為を取ったうえで、事業者選定においてはプロポーザル方式をとるなどすれば、事業者選定における透明性を確保できるのではないかと。検討いただきたい。

→今後検討

・契約締結後の決裁は副市長まで(夕張市専決規程)。

## 12.令和5年度 市外線デマンド交通受付委託

・起工伺い、予定価格作成、契約書締結の決裁を副市長とした趣旨を伺う。

支出予定額3,477千円に鑑みると課長の専決事項となるが。

→交通運営協議会(副市長出席)の協議を踏まえたことからそうしたもの

・設計額の算定において、『祝日休日問わずオペレーター配置』する(週7日勤務)ことに対し、5日/週×2名で算定した意図を伺う。この計算だと1週間のうち4日が2名、3日が1名配置となるが。

→オペレーターは1年365日常時配置が必要であり、職員の雇用(休暇等も含む)を考慮したうえで業者が持続可能なように算定を行ったもの

・制度導入にあたって、ルート説明も含めユーザーへの丁寧な説明が必要であるため一者随契とした意図は理解するが『本当に一社しかないのか』『第三者への説明に耐えるものか』再度検討するとともに、『夜間の予約が可能』『乗車したい便の予約状況が把握可能』なよう、利便性を高めるためネット予約導入についても将来的な検討をお願いします。

## 13.令和5年度 市外線デマンド交通関係綴

なし

## 14.令和5年度 夕張高校魅力化アドバイザー業務委託関係

・契約の締結、支出負担行為の決裁は副市長(夕張市事務専決規程)

・契約書において

第2条が二つある。(第3条となるべきものが第2条に記載されている)

第10条第2号が二つある。

・契約規則第37条に基づく書面による受渡しが無い。

## 15.令和5年度 夕張市地域プロジェクトマネージャー採用支援業務委託関係綴

なし

## 16.令和5年度 夕張高校魅力化プロジェクト関係綴③【市外生徒受入関係】

・下宿施設(不動産)の賃貸借契約は、二つの物件の契約を一つの起案で行っているが、

契約相手先が異なる、条件(敷金の有無)が異なる ことから、別々の起案とすること。

## 17.令和5年度 ふるさと納税返礼品開発補助

・戸塚申請者の精算報告書に日付の記載なし。

・当該綴りにおいて申請者は3団体のようですが、『申請者ごとに仕切る』などして綴り方を工夫してください。

ノーススクエアガーデンと桜ホテルズ株式会社の書類が混在して綴られており、担当者以外が見ると混乱します。

## 1. 観光施設 国有地関係

当該土地(国有林野 19,730㎡)の取扱いについて、今後の方向性をご教示ください。

→財政再建期間は現状の取扱いを維持。期間終了後に市が国有地を取得し、民間に売却する考え。

## 2. 令和5年度 資格取得支援事業補助金申請関係綴

・起案の流れとして、①補助申請があったので調査したい、②調査合格のため交付決定したい、③実績報告あったので補助確定としたい、④補助金支出したい、となっている。①に補助申請書のコピー、②に本体を添付しているが、①起案の原因は『補助申請があったこと』であるから、申請書本体及び同意書は①起案に付すべき。

・別々に交付決定した複数名の補助については、それぞれ別々に支出の起案をしてください。

※当該起案文書を単独で決裁にあげた場合、決裁者は補助決定・確定したものか判別困難になるため。

※そもそも上記③の起案において、『確定通知後、本人からの請求により補助金支出したい』とすれば、④起案は不要。

## 3. 令和5年度 夕張市創業等支援事業補助金申請関係綴

・令和5年4月5日付けで要綱改正(財産の管理及び処分制限)しているが、改正要綱施行日前に取得した財産の取扱い(令和4年度以前に補助したもの)についてご教示願います。

→令和4年度以前の要綱では取得財産の処分制限をかけていなかったために要綱改正を令和5年度行ったもの。しかしながら、改正前要綱においても事業実施後の調査は可能としていた。

また、当該補助事業において補助支給のあった事業で廃止されたものはない。

・補助要綱において、対象経費に対する補助率の記載がない理由についてご教示願います。

→予算の範囲内で補助をおこなうことから、申請件数によって補助率を変える取扱いとしていた。

その旨は申請時において申請者に説明している。【口頭だけでは不足。要綱にも記載するよう監査より指導】

※本件、5、7、9も同様の扱いであった。

・綴り方があまりに煩雑で監査困難です。『資格取得支援事業』のように、一つの申請において申請から補助確定・支出に連なるように綴ってください。(担当者も当該事務を行っていてやりにくくありませんか?)

## 4. 令和5年度 夕張市プレミアムチケット販売事業補助金

・当該事業には『実施要項』と『補助金交付要綱』の二種の要綱があり、『実施要項』第3条において『市は、この要綱に定めるところにより購入対象者にプレミアムチケットを販売する。』とし、第7条、第9条にて補助事業者(商工会議所)が一連のチケット販売事業を行えることを担保している構図となっている。

しかしながら、『実施要項』第3条で『市がチケットを販売する。』と断言している以上チケット販売は市の事業であり、それを第三者に行わせることは、補助ではなく委託になるものと思慮。(地方財務実務提要4085頁も参照のこと)

→本事業の取り進めとして、①市が市民に通知文書送付し購入の希望確認、②会議所が希望者に対しチケットを販売する、というスキームとなっている。

②についてはチケット販売を通じて市内経済活性化を行う、という会議所の本来業務に鑑みて「補助」としているところ。

・補助金実績報告にあたって、どのように実施状況を確認しているのかご教示願います。(領収書等一切なし)

※監査に提出された書類のみでは実施状況を確認しているとは言い難い。

→提出漏れであった。【当該書類の存在を監査確認】

※さくらプレミアムチケットは令和6年度実施分の監査対象となります。

## 5. 令和5年度 雇用対策等支援事業補助金申請関係綴

・補助要綱において、対象経費に対する補助率の記載がない理由についてご教示願います。

→予算総額と補助申請額との兼ね合いで補助率が変化するため。申請者には申請時に口頭で通知。

※誤解を招きかねないのでその旨要綱にも明記すべきと監査から通知

・起案の流れとして、①補助申請があったので調査したい、②調査合格のため交付決定したい、③実績報告あったので補助確定としたい、④補助金支出したい、となっている。①に補助申請書のコピー、②に本体を添付しているが、①起案の原因は『補助申請があったこと』であるから、申請書本体及び同意書は①起案に付すべき。

・DADACAの補助申請額が税込みだったため税抜き額にて交付決定しているが、当該説明なし。

決定額に至った経緯を記載することで、担当者以外が見ても判りやすいものになるので今後検討のこと。

→留意する

## 6. 令和5年度 夕張市地域経済活性化補助金関係綴

・地域経済活性化事業補助金交付要綱を策定したうえで、地域活性化事業実施要項を策定する意図が不明。ご教示ください。

→市から補助を受ける商工会議所は、実施要項を根底に交付要綱にて補助を受ける。補助を受けた商工会議所は実施要項に基づき市内事業者の支援にあたる、という仕立てになっている。

・補助金実績報告にあたって、どのように実施状況を確認しているのかご教示願います。(領収書等一切なし)

※監査に提出された書類のみでは実施状況を確認しているとは言い難い。

## 7. 令和5年度 夕張市市内事業者活性化対策事業補助金

・市内事業者活性化対策事業補助金交付要綱を策定したうえで、同事業実施要項を策定する意図が不明。ご教示ください。

→市から補助を受ける商工会議所は、実施要項を根底に交付要綱にて補助を受ける。補助を受けた商工会議所は実施要項に基づき市内事業者の支援にあたる、という仕立てになっている。

・補助金実績報告にあたって、どのように実施状況を確認しているのかご教示願います。(領収書等一切なし)

※監査に提出された書類のみでは実施状況を確認しているとは言い難い。

## 8. 令和5年度 地域おこし協力隊(委託)関係綴

・夕張観光プロモーションとの契約業務委託契約書第3条において『業務を実施する隊員の任期を限度に通算2年の

範囲で再委託できる。』との記載あり。

これは当該年度のみならず次年度以降の債務につながることを表しているから、債務負担行為の議決を得るべきものと思慮する。

※監査より会計年度独立の原則、職員給与については債務負担行為不要な理由等説明し了承を得た。

・実績報告書に受領印無し。

## 9. 令和5年度 道の駅夕張メロード運営促進事業補助金

・補助金実績報告にあたって、どのように実施状況を確認しているのかご教示願います。(領収書等一切なし)

⇒別冊の添付資料あり。

### 【全体を通して】

・貴系の事務においては複数の補助事業を行っているが、補助率10/10(要綱において補助率を記載していないが実態が10/10であるものを含む)が多くを占める。

疲弊した市内経済の活性化を目的としていることは十分に理解するが、一方で『市への対価なく支出する(つまり市に見返りが無い)』補助事業の性質上、10/10の補助率についても再考の必要があるものとする。

・資格取得、創業等支援補助などは制度創設から数年経過しているが、未来永劫継続する事業とは考えにくい。どこで一定の区切りとするか、線引きの目安を検討する時期にきているものと思慮。

・特定の団体に限った補助事業も散見。

→外部からの情報公開請求、住民監査請求の可能性があると常に考えてください。

**1. 令和5年度 樋門樋管操作業務委託関係綴**

- ・北海道からの委託協議を受託する起案(3月17日付け)において、年度前(3月30日付け)契約の根拠を夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条第1項第3号としている。  
しかしながら、当該条文は『…(前略)、毎年4月1日から**役務の提供を受ける必要があるもの**』であり、『役務の提供をする』立場の夕張市において適当ではないものと解する。  
そもそも、長期継続契約は債務負担行為(自治法第214条)の簡略化を図るものであり、この場合、受託者である夕張市においては債務負担を図る必要が無い。  
単に『北海道からの申し出を受け以下のとおり契約することとしたい。』で可。
- ・樋門・樋管操作管理人の傷害保険について、4月3日の支出に間に合わせるため前年度の3月22日に起案しているが、傷害保険料は自治令第143条第1項第5号により『支出負担行為をした日の属する年度』となる(地方財務実務提要1106頁)よって、起案日は(例え3月22日に起案したとしても)書類上4月1日としてください。  
故に起案文書中7. その他の①は不要。
- ・同様の理由で樋門・樋管の管理依頼の起案も4月1日付けとしてください。
- ・管理人が提出した承諾書に受領印を押すこと(市が受領した証)。

**2. 令和5年度 多面的機能支払事業費補助金関係**

なし

**3. 令和5年度 農業振興対策連携事業**

- ・4月25日付け交付決定、6月26日に工事完成検査を行った沼ノ沢4部道路肩拡張工事について、6月26日に  
「概算、払いをした理由は、10月30日に沼ノ沢2部排水路修復工事を行うためと思慮するが、  
おなじ『農地・農村活性化対策事業』として、二つの工事を各々を別事業として交付決定→確定するスキームにならないのか?  
※完了した沼ノ沢4部の工事に『概算払い』の補助をすることに違和感を覚えます。  
→6年度j実施分より改めているところ。

**4. 令和5年度 農業委員会等活動促進事業関係綴**

なし

**5. 令和5年度 農地利用最適化交付金事業関係綴**

なし

**6. 令和5年度 夕張市鳥獣被害防止対策事業**

- ・変更交付決定した際の補助額算定に誤りが無いか?  
『実施隊員の出勤に必要な書類作成に係る経費』236,260円の算出根拠をご教示願う。  
変更後単価960円/h×243h=233,280円となり236,260円に至らない。  
→算出の際、郵送料を明確に示していなかった。根拠を示す。

**7. 令和5年度 経営体育成支援事業**

なし

**8. 令和5年度 旭林道災害復旧工事**

- ・復旧工事に係る協議書・承諾書を取り交わした後の決裁なし。
- ・予定価格調書なし(契約規則第19条の3)。
- ・完了届に受領印なし。

**9. 令和5年度 小規模案件綴****【治山・林道施設維持管理業務①】**

- ・低額随契理由は、夕張市契約規則第19条のみならず、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号も記載すべき。
- ・請書受領の際の決裁なし。

**【林道旭線崩土除却業務】**

- ・低額随契理由は、夕張市契約規則第19条のみならず、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号も記載すべき。

**【危険木特殊伐採業務】**

- ・低額随契理由は、夕張市契約規則第19条のみならず、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号も記載すべき。
- ・見積依頼時の仕様書と、契約書に付されている仕様書の内容が一致していない。業者に不信感を持たれる要因となるので注意。
- ・締結後の契約書に決裁なし。
- ・双方記名押印した業務受渡書に決裁なし。

**【治山・林道施設維持管理業務(冷水林道)】**

- ・随契理由を自治令第167条の2第1項第3号としているが、契約額に鑑みて自治令第167条の2第1項第1号(低額随契) ※1号は他の号より優先される。(地方財務実務提要5881-17)
- ・設計額(327,800円)に鑑みて予定価格調書作成が必要な案件と思われるが、なし。
- ・請書受領の際の決裁なし。

**【治山・林道施設維持管理業務(冷水林道②)】**

- ・低額随契理由は、夕張市契約規則第19条のみならず、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号も記載すべき。  
→今後留意する。

**10. 令和5年度 森林活用型地域人材育成事業関係綴**

- ・低額随契理由は、夕張市契約規則第19条のみならず、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号も記載すべき。  
→今後留意する。

1.普通交付税算出関係綴

なし

2.起債許可申請

なし

3.許可債借入関係綴

なし

4.公債費償還関係綴8(令和5年度償還分)

なし

5.地方公会計システムサービス利用料契約関係綴

- ・随契理由 自治令第167条の2第1項第2号→同項第1号及び夕張市契約規則第19条  
※第1号は他の号より優る。(地方財務実務提要5881-17)

○監査事務局長の個人的な見解となりますが・・・

- ・本契約は長期継続契約であることから、道のマニュアルに則って契約書に解除条項を設けている。  
しかしながら、当該契約の(実質的な)契約期間はR5.4.1～R6.3.31(R5年度限り)であり、起工伺い時(R5.3.28)には令和5年度当初予算が成立していることに鑑みると、『予算措置が無い場合は契約解除可能』の条文は意味をなさないもの(不要)ではないか、と考えます。

6.地方公会計財務書類作成委託業務関係綴

- ・業務完了届に決裁が無いが、契約規則第34条第2項及び第3項に基づき『検査員の氏名(このばあい課長)』を行うことに合わせ決裁をとっておくとうよろしいかと考えます。
- ・業務受渡書は『受領するもの』ではなく『取り交すもの』(契約書と同様)なので受領印は不要です。

## 1. 令和5年度 収入・支出関係綴

(財産売払収入)

- ・北海道曹達株の株式譲渡に係る調定伝票はあるが、意思決定の起案は？

(委託料)

- ・白老町市有地除草委託料の起工伺い中、随契理由(低額随契)は夕張市契約規則第19条→地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び夕張市契約規則第19条としてください。
- ・同事業において、事業実施後に事業団より送付のあった業務写真帳は完了届とみなすので受領印を押すこと。
- ・白老町市有地除草業務は起工伺いを作成→支出負担行為伝票作成という流れになっているが、本町4丁目25番建物屋根除雪委託料は支出負担行為伝票1枚で済ませているのはなぜ？  
→次回より起工伺いにて処理します。
- ・支障木伐採業務において、契約額293,700円に鑑みると、起工伺い、予定価格を設定したうえで見積書を徴すべきものと思慮。(予定価格調書まで必要とは言わないが)  
※最初から293,700円の金額ありきで必要な事務手続き、書類を省略したようにみえる。  
また、契約規則第34条、第35条にもとづく業務完了の届、その確認書類なし(業務履行確認書類)。

## 2. 令和5年度 建物共済関係綴

なし

## 3. 令和5年度 基金積立関係綴

なし

## 4. 令和5年度 土地貸付料システム保守管理業務委託

- ・契約日 令和5年4月1日、委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日 となっているうえで、起工伺いで長期継続契約とした意図を問う(見積書は3月31日ではあるのだが)。
- ・そもそも、土地貸付料システムに、長期継続契約してまで土日のメンテナンスが必要か？(R5.4.1は土曜日)  
→処理の誤り。長期継続契約とすることは不要。

## 5. 令和5年度 南清水沢3丁目27番8売却関係綴

なし

## 6. 令和5年度 南清水沢1丁目47番59分譲地売却関係綴

- ・不動産鑑定委託成果品(意見書)提出時の受領印なし。

## 7. 令和5年度 沼ノ沢小砂金の沢土砂除去等補修工事綴

- ・工事設計荷が令和4年6月になっている。(標題が起工伺いとなっているが内容は設計伺い)
- ・指名競争入札の理由が誤り。競争入札に付することが不利という理由であれば自治令第167条の2第1項第1号 → 自治令第167条第3号  
なぜ、競争入札に付することが不利なのか？地元業者優先発注が目的であれば第1号としてください。

## 8. 令和5年度 沼ノ沢小砂金の沢土砂除去等緊急補修工事綴

- ・竣工届に受領印無し。
- ※『検定者 板垣課長』としているので、『土木係熊谷主任に現場状況及び竣工写真について問題ないことを確認済み』旨の記述を残す必要なし。

## 9. 令和5年度 沼ノ沢小砂金の沢ズリ山調査設計業務委託

- ・指名競争入札の理由が誤り。競争入札に付することが不利という理由であれば自治令第167条の2第1項第1号 → 自治令第167条第3号  
なぜ、競争入札に付することが不利なのか？地元業者優先発注が目的であれば第1号としてください。
- ・契約締結の決裁は副市長まで(夕張市事務専決規程)

## 10. 令和5年度 沼ノ沢小砂金の沢ズリ山排水施設補修実施設計業務委託

- ・随契理由 自治令第167条の2第1項第6号について、  
まともに入札を行うと設計額が4,290千円になるところが、随契にすると2,706千円になるから、という理解でよいか？  
→お見込みのとおり。
- ・業務着手届・完了届に受領印無し。
- ・契約書の綴場所が時系列に沿っていません。歳出伝票に付した後、元の箇所に綴り直してください。

## 1. 奨学資金関係綴

なし

## 2. 就学援助補助金支出関係綴

・通常の補助金交付スキームとしては、

①補助申請→②申請内容審査→③(合格の場合)補助決定→④(概算・前払いの場合)補助金交付  
→⑤実績報告→⑥報告内容精査の上補助金確定→⑦確定通知及び(返還があれば)返還命令 となる。  
当該補助金について、その性質上①の提出は困難、②のデータは教委にあるため不要 として省略しているのは理解するが、相手方からの実績報告を受けている以上、補助金額の確定行為は必要と考えるので検討してください。

※学校関連団体の補助では実績報告提出時の決裁で補助額の確定をしています。

この場合、あわせて確定通知を出すとうろしいと考えます。

~~3. 要保護児童生徒援助費補助金関係綴~~

## 4. 補助金(学校関連団体)関係綴

・『中学校総合的学習の時間推進』に係る補助申請書添付資料で予算の議決証明を中学校長が行っている。  
中学校長は(おそらく市の予算の)議決証明はできない。

※『中学校生徒広島派遣事業』も同様

・『小学校総合的学習の時間推進』に係る補助申請書の受付印なし。

・『中学校生徒広島派遣事業』に係る補助申請書の受付印なし。

・『特別支援教育推進協議会活動補助』に係る補助申請書の受付印なし。

## 5. 中体連補助金関係綴

・補助申請書に受付印がないものが散見。補助申請は『いつ受け付けたか?』が事務処理上大切なので留意してください。

## 6. 共同調理場配送業務委託料関係綴

・起工伺いに添付する契約書案には、契約金額(配送料)と受託者名を記載しないように。

## 7. 夕張市立小中学校機械警備業務委託

・おそらく長期継続契約を行っており、契約書は別綴りのため提出していただいていないものと思慮。  
契約書を拝見したい。

⇒再提出します。

## 【契約書確認結果】

・本契約書は、長期継続契約の契約書とは言い難い。

(理由)

・起案において「長期継続契約である」旨記載しているが、告示文書、入札説明書いずれにも長期継続契約の記載なし。(履行期間R4.4.1~R9.3.31は記載されているが、これのみでは債務負担行為との区別がつかない)

・契約書の契約期間が1年間(R4.4.1~R5.3.31)、かつ自動更新となっている。これは長期継続契約の契約書記載内容とは言い難い。

※長期継続契約ならば契約期間はR4.4.1~R9.3.31と明記。かつ次年度以降に予算の削減等があった場合の解除条項を設ける必要あり。

総合警備保障が入札参加資格申請の際に付した旭川市、恵庭市との契約書を確認のこと。

## 8. 夕張市立小中学校浄化槽保守管理委託綴

・小学校浄化槽保守委託の起工伺いにおいて、専決者である課長の決裁なし。

## 9. 小学校温水暖房自動制御盤設備保守点検関係綴

・本件、契約方法として随意契約を選択し、その理由を『令和3年度まで一般競争入札としたところ応募者が一者のみであったため、暖房設備の構造等を把握している業者と随契する。』としたもの。

ところが、14. 小中学校温風暖房機ボイラー保守点検においては、『暖房設備構造を把握している二者に指名競争入札』としているが、この保守点検の契約においては同様の手法はとれなかったのか伺う。

(回答)

契約への透明性を担保するためにも令和6年度の事務から指名競争入札を実施いたします。

・起工伺いに添付する契約書案には、契約金額を記載しないように。

## 10. 夕張市立小中学校自家用電気工作物保安管理業務委託関係綴

なし

## 11. 夕張中学校電気暖房設備保守点検業務

なし

## 12. 小中学校消防設備保守点検業務委託綴

なし

## 13. 燃料単価契約関係綴

なし

## 14. 小中学校温風暖房機ボイラー保守点検業務委託関係綴

・業務完了検査後の書面による受渡しなし(夕張市契約規則第37条)。小学校、中学校とも。

## 15. 夕張市立小中学校小荷物昇降機保守管理委託業務関係綴

なし

## 16. スクールバス運行委託料綴

### ○第一交通分

・本契約は、スクールバス運行、通学自動車運行、貸切バス運行の三種を一つの契約とし単価契約の体裁をとっているが、支出総額は15,000千円強の見込みであり、契約の事務手続きは夕張市専決規程により決裁権者は課長とはならない。

### ○丸北ハイヤー分 上記と同様です。

○月ごとの事業者からの実績報告書に受付印がないものがいくつかあり。

## 17. 通学自動車運航委託料関係綴

・月ごとの事業者からの実績報告書に受付印がないものがいくつかあり。

## 18. 遠距離通学用自動車運航委託料綴

・月ごとの事業者からの実績報告書に受付印がないものがいくつかあり。

## 19. 通学臨時便運行委託料綴

・月ごとの事業者からの実績報告書に受付印がないものがいくつかあり。

・委託契約書上、業務内容は①通学臨時便運行及び②スキー学習運行の二種と定義されているのにスキー学習運行のみ、学校から申請を出させ、教委から許可通知を出しているのはどのような理由かご教示願う。

(回答)

基本的に通学(登下校)のために運行させるものであるため、その他の利用と線引きをするため、スキー学習等の授業や学校行事で利用する場合は、申請を出させ確認の上使用許可する流れをとっている。(登下校で必要な便は臨時便も含めて学校から毎月提出させる運行計画連絡表で確認、調整し運行しているもの。)

## 20. 貸切バス運航委託料綴

・申請書、報告書に受付印がないもの散見。

※通学臨時便運行も同様なのですが、予め年間の予定を把握したうえで事業者と契約していることから、都度、学校から申請の公書を提出、教委から公書の返答をすることについて、事務手続きの簡略化をできませんか？

(回答)

学校都合によりバス利用の有無も含め行き先や利用人数等に変更がでることがあり、利用車種や台数等を調整する必要があるのである場合がある。そのような点から年間予定を基に動いているが、都度、申請をさせ、市教委が確認して許可をする流れをとっています。

## 21. 地方創生臨時交付金関係綴(密集軽減のための輸送能力増強事業)

・本事業に係る契約書が綴られていないが、本事業は16. スクールバス運行事業 における契約の内数と解してよろしいか？

(回答)

お見込みのとおり。

## 22. 就学时健康診断綴

## 23. リフト代補助及びスキー用具レンタル綴

### ○用具レンタル

・起工伺いにおいて記載のあった「一者からの見積徴収根拠」を以下のとおりとしてください。

『夕張市契約規則第20条』 → 『夕張市契約規則第20条ただし書』

## 24. 英検・漢検検定料補助金交付関係綴

・補助申請書に受領印がないのが散見。

## 25. オンライン英会話業務委託支出関係綴

・本業務の契約方法を随意契約としているが、起工伺いに随契理由の記載なし。

## 26. 自動見守りシステム関係

・起工伺いにおける契約保証金免除理由について、記載内容のとおりだとすると

規則第25条第1項第7号 → 規則第25条第3号(2項以下がないため第1項の記載不要、号も異なる)

「市長が(特に)認めたとき」という条項は、規則の下に「特に認める場合」を記した要綱を設けるなど必要。起案の際に自由に使うことは困難なものだと捉えてください。

・本業務の履行が正しく行われている確認をどのようにされているのかご教示ください。

(回答)

当該システムについては、委託業者がシステムを常時監視しており不具合発生時に直ちに連絡をもらうこととしており、連絡がないということで正常に稼働していると整理していました。

今後は、履行状況の確認のため報告書の提出を求めるなどの対応を検討します。

(令和6年度で本事業は終了予定。)

## 27. カラー複合機「プリントフリー」関係綴

・起工伺いにおける契約保証金免除理由について、

規則第25条第1項第6号 → 規則第25条第6号(2項以下がないため第1項の記載不要)※小中学校とも

・当該賃貸借は毎年度契約をしているように思われる。一般的に事務用機器であれば5年程度の複数年契約(長期継続契約等)により月額単価も低廉化できるものと思慮するが、そのような検討はされたのかご教示ください

(回答)

短期間で機器の入れ替え等の可能性が考えられたため、導入時に相手方との協議により単年度契約としたものであるが、単年度契約であっても月額単価を低廉なものとしているものです。

## 28. GIGAスクール関係綴

○タブレットクラウドネットワーク基盤保守業務委託

・随契理由を以下のとおりとしてください。

自治令第167条の2第1項第1号 →自治令第167条の2第1項第1号及び夕張市契約規則第19条

・契約保証金免除理由が夕張市契約規則第25条のみ。該当号も示すこと。

・契約書省略理由が夕張市契約規則第22条のみ。該当号も示すこと。

○フィルタリングソフトライセンス契約

・随契理由を以下のとおりとしてください。

自治令第167条の2第1項第1号 →自治令第167条の2第1項第1号及び夕張市契約規則第19条

・契約保証金免除理由の該当条文に「第1項」は不要(第2項以下がないため)。

## 29. 小中学校教職員PCウイルスバスター更新綴

・上述のフィルタリングソフトライセンス更新の支出科目(節)は「使用料及び賃借料」であるが、当該ウイルスソフト更新の支出科目は役務費(手数料)となっている。この区別の考え方についてご教示ください。

(回答)

ウイルスバスター更新については、年に一度ライセンス更新の作業を業者に行ってもらうことへの対価として支払うことから役務費(手数料)としており、その他のフィルタリングソフト、Zoomプロライセンス、eライブラライセンスについては、そのソフトを継続して使用することから使用料に計上しているものです。

## 30. 各種協議会負担金補助金関係綴

### 31. 給食事務関係綴

○三種の会計の役割について

・調理場会計は文字どおり給食材料の購入

・給食会計は生徒・先生からの給食費をプールし、調理場会計に送金

・給食運営会計は、生徒・先生からの給食費の一部(150円)をプールし、上記2会計の振込手数料を抛出？  
という理解でよろしいか？

(回答)

概ね相違ありませんが、給食運営会計については給食運営費という名目で一人あたり150円を給食費とは別に徴収しているものです。

### 32. 給食費・給食運営費・調理場会計 出納簿

なし

### 33. 給食費伝票綴 上半期・下半期

なし

### 34. 給食運営費伝票綴

なし

### 35. 調理場会計伝票綴 上半期・下半期

なし

## 1. スポーツ少年団等事業費補助金

- ・体育協会からの補助金交付申請書における申請内訳中、『その他 80,000円』旨の記載があるが、これに該当する資料を見つけられませんでした。この80,000円についてご教示ください。

(回答)

補助金交付申請の際、添付資料として各団体からの申請リスト(4/1時点)を添付、市予算額に満たしていない(200万円以内)場合でも、事業年度内に助成金額の変更等が生じる恐れがあるため、満額概算払いしている。その際、200万円に満たない場合はその差額を「その他80,000円」と記載したところです。

→内容は理解。

しかしながらその考えだと、4月1日時点で各団体から申請のあった補助額を超えて補助するケースが生じます。

※例え2,000千円のなかでやりくりできたとしても内訳を見れば判明します。

事務的には面倒だと思いますが、『事業年度内に助成金額の変更が生じた』場合は、追加の補助申請→追加の補助決定という手法をとったほうが、情報公開請求等あった場合でも安心ではないでしょうか？

- ・体育協会からの実績報告書において、体育協会から各13団体へ振込みを行ったのは確認できますが、当該13団体の事業実績の確認はどのようにされているのかご教示ください。

(回答)

実績報告書及び添付書類は当係にて確認はしていますが、量が多いため添付はしていませんでした。

今後は実績報告書(鏡)のみ添付した上で「関係書類照合済み」と記載、押印対応ではいかがでしょうか？

## 2. スポーツ等交流創出業務委託

- ・契約保証金免除理由「夕張市契約規則第25条第1項第3号」中「第1項」不要。(第2項以下ないので)
- ・事業者から提出された実績報告書において、アンケート(モニター調査に係るもの)の添付のみ。委託業務の「体育施設、観光施設等の利用促進に関する業務」をどのように行ったかについての報告があってよいと思慮。検討してください。

(回答)

確かに指摘されたとおりです。通常業務として、宿泊、施設予約利用(観光施設含む)、飲食等について観光(宿泊)事業者等と連携して施設の利用促進・案内に努めているので報告案件として認識しておりませんでした。数値で表すのは難しいため、実績報告書の中で実施内容を触れたいと思慮します。

・書面による業務受渡しなし(夕張市契約規則第37条)。

## 3. 夕張学校鑑賞事業関係

- ・学校鑑賞教室実行委員会の補助申請書添付資料で予算の議決証明を実行委員長が行っている。校長である実行委員長は(おそらく市の予算の)議決証明はできない。
- ・起案において「助成金振込日をR5年8月24日」としているのに、指令書においては「助成金は令和6年4月5日までに振り込む」と記載している(実際の振込は8/24)ので誤解を招かないように。

## 4. りすた図書館蔵書システム使用料

- ・随意契約理由  
自治令第167条の2第1項第2号→自治令第167条の2第1項第1号及び夕張市契約規則第19条  
※地方財務実務提要5881-16頁参照

## 5. りすたchallenge協働事業

なし

## 6. 夕張市指定管理者施設感染症対策費補助金関係

- ・炭鉱の記憶の申請書に添付された事業予算書の議決証明に関しては3. 夕張学校鑑賞事業と同様です。

## 7. 石炭大露頭付近樹木伐採工事

- ・随意契約理由  
自治令第167条の2第6項及び第7項→自治令第167条の2第1項第6号及び第7号

## 8. 石炭博物館消防設備保守関係

- ・起工伺いにおける契約保証金免除理由について、規則第25条第1項第6号 →規則第25条第6号(2項以下がないため第1項の記載不要)
- ・書面による業務受渡しなし(夕張市契約規則第37条)。

## 9. 石炭博物館昇降機保全関係

- ・起工伺いにおける契約保証金免除理由について、規則第25条第1項第6号 →規則第25条第6号(2項以下がないため第1項の記載不要)
- ・蛇足になりますが、「業務開始が4月10日である」「一者随契である」ことに鑑みると、4月1日(土)に見積合わせ、契約締結をしなくても良いものと思慮します。

## 10. 石炭博物館自家用電気工作物関係

なし

## 11. 石炭博物館ボイラー保守点検業務委託関係

- ・起工伺中、4. 契約方法において「予定価格について夕張市契約規則第19条の3により省略」旨の記述あるがこの場合、「予定価格を記載した書面」の省略が可能であり、予定価格は省略できない。
- ・見積結果表中  
「予算額の範囲内」→「予定価格の範囲内」

## 12. 登録有形文化財旧北炭夕張炭鉱模擬坑道復旧工事

- ・令和4年9月27日に全改正した夕張市事務専決規程と専決者が合致していない部分があるので、

会計検査があった際は、「全改正する前の旧専決規程に基づいた決裁である。」旨を伝えてください。

**13. 登録有形文化財旧北炭夕張炭鉱模擬坑道電気設備工事**

・同上

**14. 石炭博物館模擬坑道排水ポンプ電気負担金**

なし

**15. 清水沢プール上屋シート更新**

- ・起工伺いにおける随契(自治令第167条の2第1項第2号適用)の理由として下記としたらいかか?
  - ・今回、8枚の屋根シートのうち損傷が激しい1枚のみ交換
  - ・残り7枚のシート及び骨組みとの適合性に鑑みて、製造元から同じ仕様のシートを購入する必要あり。
- ・起工伺いにおける契約保証金免除理由について、  
規則第25条第1項第6号 →規則第25条第6号(2項以下がないため第1項の記載不要)
- ・起工伺いにおいて、契約方法は随契としておきながら、  
入札案内を出し、業者からは見積書を徴収し、入札結果表でこれをまとめる → 書類を一貫させてください。

1. 令和5年度会議録関係綴

- ・入札説明書 12. その他 (5)入札金額における消費税及び地方消費税の取扱い において、「見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること」と記載(つまり、見積額(消費税込み)、入札額(消費税抜き))ところが、入札結果表においては、「入札額」=「見積額」とみなされる記載になっているので誤解しやすいので今後注意のこと。

2. 令和5年度議会だより関係綴

- ・見積結果表において、予定価格の欄が未記載(斜線を引いている)ですが、夕張市契約規則第19条の3ただし書により『予定価格を記載した書面』を省略できますが、予定価格を省略できるわけではありません。これは、起工伺いにおいて随契理由を自治令第167条の2第1項第1号及び夕b利子契約規則第19条(いわゆる低額随契)としたことから明らかです。※低額随契の判断基準は予定価格(自治令第167条の2第1項第1号に記載)起工伺いにおいて設計額の記載はあるので、これにあわせて『当該設計額を予定価格としたい。』旨の記載をするとよろしいと考えます。

3. 議会映像配信機器購入

なし